

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則(70) 2
- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(71) 2
- 世田谷区都市計画法開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則(72) 3
- 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則(73) .. 3

訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正(25) 4

告 示

- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(450) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(451) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(452) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の指定事項の変更の告示(453) 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(454) 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(455) 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(456) 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(457) 6
- 世田谷区立公園条例に基づく水泳場の使用料の収納事務委託の告示(458) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(459) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(460) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(461) 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(462) 6
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく

- く保存樹木等の指定解除の告示(463) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(464) 6
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別道指定の告示(465) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(466) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(467) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(468) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(469) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示(470) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(471) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(472) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(473) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(474) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(475) 8
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(476) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(477) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(478) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(479) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(480) 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(481) 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(482) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(483) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(484) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(485) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(486) 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(487) 9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(488) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(489) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(490) 9

- 道路法に基づく特別区道路線の廃止の告示(491) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(492) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(493) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(494)10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(495)10
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(496)10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(497)10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(498)10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(499)10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(500)10
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(501) ..10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(502)10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(503)10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(504)11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(505)11
- 子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業の確認の辞退の告示(506)11

公 告

- 国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告(44)11

規 則 (議会)

- 世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則(4)11
- 世田谷区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則(5)11

告 示 (選)

- 令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示(25)11
- 令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示(26)11
- 令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における投票管理者職務代理者の一部を変更する告示(27)11
- 公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうちの告示(28)11
- 令和6年6月25日付世田谷区選挙管理委員会告示第23号、令和6年6月29日付世田谷区選挙管理委員会告示第24号、令和6年7月1日付世田谷区選挙管理委員会告示第

世田谷区公報

| | | |
|---|---|---|
| <p>25号及び令和6年7月2日付世田谷区選挙管理委員会告示第26号の一部を訂正する告示（29）……………11</p> <p>告 示（農）</p> <p>○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（7）……………12</p> <p>告 示（監）</p> <p>○住民監査請求に係る監査の結果の公表（7）……………12</p> <p>○住民監査請求に係る監査の結果の公表（8）……………23</p> <p>○住民監査請求に係る監査の結果の</p> | <p>公表（9）……………34</p> <hr/> <p style="text-align: center;">規 則</p> <hr/> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和6年7月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>世田谷区規則第70号 世田谷区公印規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第71号 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整</p> | <p>等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第72号 世田谷区都市計画法開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>世田谷区公印規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。</p> |
|---|---|---|

別表4の部24の項、27の項及び28の項を削り、同部中26の項を27の項とし、25の項を26の項とし、23の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|----|---|---|----------------|------|
| 24 | 同 | 同 | 経済産業事業事務用 | 商業課長 |
| 25 | 同 | 同 | 融資あっせんオンライン事務用 | |

別表4の部中83の項を84の項とし、30の項から82の項までを1項ずつ繰り下げ、29の項を30の項とし、同項の前に次のように加える。

| | | | | |
|----|---|---|--------------|----------|
| 28 | 同 | 同 | 保健福祉オンライン事務用 | 保健福祉政策課長 |
| 29 | 同 | 同 | 保健福祉政策事務用 | |

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（平成27年2月世田谷区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「平成3年法律第76号」の次に「。以下「育児・介護休業法」という。」を加える。

第16条第2項中「保育所等入園（転園）・区立保育園延長保育申込内容変更・取下届」を「保育所等入園（転園）・区立保育園等延長保育申込内容変更・取下届」に改める。

別表第1の1の項中「この項において」を削り、「いう。）」を「いう。以下同じ。）」に改め、同表備考第5項中「勤務の日数及び就労の」を「就労の日数及び」に、「日数及び時間ではなく、実績を基に行うこととする」を「入園を希望する月の1日時点における日数及び時間を基準とする」に改め、同表備考第10項中「育児休業の延長を希望する者」を「希望する保育所等に入園できない場合には育児休業の延長も許容できる者について」に改める。

別表第2の2の項中「同居の親族がいない場合又は」を削り、同表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から11の項までを1項ずつ繰り上げ、12の項を削り、13の項を11の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|----|------------------------------|------------------|----|
| 12 | 申込児を認可外保育施設に有償で預けることを常態とする場合 | 月96時間以上の利用 | +6 |
| | | 月48時間以上96時間未満の利用 | +5 |

別表第2中14の項を削り、15の項を13の項とし、16の項から22の項までを2項ずつ繰り上げ、同表の23の項中「保育士又は保育教諭」を「保育従事者、看護師、栄養士、管理栄養士又は調理従事者」に、「ベビーシッター等」を「ベビーシッター」に改め、同項を同表の21の項とし、同表備考第2項第3号及び第4号を削り、同項第9号中「1年が経過する日」を「当該子が満1歳に達する日の属する年度の末日」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第8号を第11号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の5号を加える。

- (3) 保育従事者 保育に関する業務に従事している者をいう。
- (4) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師をいう。
- (5) 栄養士 栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。
- (6) 管理栄養士 栄養士法第1条第2項に規定する管理栄養士をいう。
- (7) 調理従事者 調理に関する業務に従事している者をいう。

別表第2備考第3項を削り、同表備考第4項前段中「4の項」を「3の項」に改め、「場合」の次に「（区長が認める場合を除く。）」を加え、同項を同表備考第3項とし、同表備考第5項中「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第6項中「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第7項中「5の項及び6の項」を「4の項及び5の項」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第8項中「6の項は、育児休業」を「5の項は、令和6年8月31日までに育児休業」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第9項中「7の項」を「6の項」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第10項中「7の項及び8

の項」を「6の項及び7の項」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第11項中「10の項」を「9の項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第12項中「11の項」を「10の項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第13項中「11の項及び20の項」を「10の項及び18の項」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考第14項中「14の項から16の項まで」を「12の項から14の項まで」に改め、同項を同表備考第13項とし、同表備考第15項中「14の項から16の項まで」を「12の項から14の項まで」に改め、同項を同表備考第14項とし、同表備考第16項中「14の項から16の項まで」を「12の項から14の項まで」に改め、同項を同表備考第15項とし、同表備考第17項中「14の項から17の項まで、19の項及び20の項」を「12の項から15の項まで、17の項及び18の項」に改め、同項を同表備考第16項とし、同表備考第18項中「15の項」を「13の項」に改め、同項を同表備考第17項とし、同表備考第19項を第18項とし、第20項を第19項とし、同表備考第21項中「育児休業の延長を希望する者」を「希望する保育所等に入園できない場合には育児休業の延長も許容できる者について」に改め、同項を同表備考第20項とする。

別表第3の第1段階の項中「別表第2の20の項」を「別表第2の18の項」に改める。

別表第4の1の項中「居宅外労働」を「就労（勤務又は自営）」に改め、同表中2の項を削り、3の項を2の項とし、同表の4の項中「1から3まで」を「1及び2」に改め、同項を同表の3の項とし、同表備考中「1の項から3の項まで」を「1の項及び2の項」に改める。

別表第5備考に次の1項を加える。

- 5 4の項は、令和6年8月31日までに、育児休業の開始日以前に育児休業の取得のため区立保育園等延長保育の利用の辞退を申し出た場合に限

り、適用する。

別表第6第5段階の項中「6まで」を「5まで」に、「3 居宅外労働、4 介護、5 居宅内労働、6 就学等」を「3 就労、4 介護、5 就学等」に改める。
第3号様式を次のように改める。

様式省略

第13号様式から第15号様式までを次のように改める。

様式省略

第21号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- この規則は、令和6年9月1日から施行する。
- この規則による改正後の世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の規定は、令和6年10月1日以後の保育所等(世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第40号)第6条に規定する保育所等をいう。以下同じ。)の利用に係る当該利用の調整及び承諾について適用し、同日前の保育所等の利用に係る当該利用の調整及び承諾については、なお従前の例による。

世田谷区都市計画法開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則

世田谷区都市計画法開発行為等の規制に係る施行細則(昭和54年3月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

法、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。)及びこの細則に規定する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 規則第16条第1項の開発行為許可申請書 正本1部及び写し1部
- 次条第2項の開発行為変更許可申請書 正本1部及び写し1部
- 次条第3項の開発行為軽微変更届出書 正本1部
- 第3条の2第1項の開発行為協議申出書又は開発行為変更協議申出書 正本1部及び写し1部
- 第6条の工事着手届出書 正本1部
- 規則第29条の工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書 正本1部
- 規則第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書 正本1部
- 第8条に規定する工事完了公告前の承認申請書 正本1部及び写し1部
- 第10条の地位の承継届出書 正本1部
- 第11条の地位の承継の承認申請書 正本1部及び写し1部
- 規則第34条第1項に規定する許可申請書 正本1部及び写し1部

第2条第2項中「申請書又は届出書」を「申請書等」に改める。

第3条第1項中「の規定による許可」を

「の許可」に改め、同条第2項中「の規定による許可」を「の許可」に、「第1号様式による開発行為変更許可申請書」を「開発行為変更許可申請書(第1号様式)」に改め、同条第3項中「第1号の2様式による開発行為変更届出書」を「開発行為軽微変更届出書(第2号様式)」に改める。

第3条の2を次のように改める。
(国の機関又は都道府県等との協議)

第3条の2 法第34条の2第1項の協議は開発行為協議申出書(第3号様式)を、法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の協議は開発行為変更協議申出書(第4号様式)を、法第43条第3項の協議は建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の協議申出書(第5号様式)を区長に提出して行うものとする。

2 前項の開発行為協議申出書には法第30条第2項及び規則第17条に規定する図書を、前項の開発行為変更協議申出書には当該図書のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを、同項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の協議申出書には規則第34条第2項に規定する図書を添付しなければならない。

3 区長は、前2項の規定による申出があったときはその内容を調査し、適当と認めるときは、開発行為同意書(第6号様式)、開発行為変更同意書(第7号様式)又は建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の同意書(第8号様式)にその申出書の写しを添えて、当該申出をした者に交付するものとする。

第4条第1項中「第1号の7様式」を「同意証明書(第9号様式)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項中「第2号様式による開発行為許可書」を「開発行為許可書(第10号様式)」に改め、同条第2項中「第2号の2様式による開発行為変更許可書」を「開発行為変更許可書(第11号様式)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 区長は、規則第34条の規定による許可の申請があったときはその内容を調査し、適当と認めるときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可書(第12号様式)にその申請書の写しを添えて、当該申請をした者に交付するものとする。

第6条第1項中「の規定による許可」を「の許可」に、「第3号様式による工事着手届出書により区長に」を「工事着手届出書(第13号様式)により区長にその旨を」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項中「の規定による許可」を「の許可」に、「第4号様式による開発許可標識」を「開発許可標識(第14号様式)」に改め、同条第2項中「の規定による許可」を「の許可」に、「前項に規定する開発許可標識」を「第1項の開発許可標識又は前項に規定する開発許可標識に代える標識」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項

の次に次の1頁を加える。

- 前項の規定にかかわらず、法第29条第1項の許可を受けたことにより、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた場合には、同法第49条の標識に次に掲げる事項を記載したのものをもって前項の開発許可標識に代えることができる。
 - 開発許可標識である旨の表示
 - 開発区域に含まれる地域の名称
 - 開発区域の面積
 - 工事施行者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 - 開発行為の許可番号
 - 開発行為の許可年月日

第8条第1項中「別記第5号様式による工事完了公告前の建築承認申請書」を「工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書(第15号様式)」に改め、同条第3項中「第6号様式による工事完了公告前の建築承認書」を「工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認書(第16号様式)」に改める。

第9条中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(地位の承継の届出)」を付し、同条第1項中「別記第7号様式による地位の承継届出書」を「地位の承継届出書(第17号様式)」に改める。

第11条に見出しとして「(地位の承継の承認)」を付し、同条第1項中「別記第8号様式による地位の承継の承認申請書」を「地位の承継の承認申請書(第18号様式)」に改め、同条第3項中「第9号様式による地位の承継の承認書」を「地位の承継の承認書(第19号様式)」に改める。

第12条中「第10号様式」を「都市計画法による命令の公示(第20号様式)」に改める。

第13条中「第11号様式」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(第21号様式)」に改める。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第1号の2様式から第11号様式までを削る。

第1号様式の次に次の20様式を加える。

様式省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和6年7月31日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第73号

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和59年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

| | | |
|--|--|---|
| <p>(所得の額) 第3条 条例第2条第3項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 加算対象扶養親族等(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)のうち、控除対象扶養親族(同法に規定する控除対象扶養親族をいう。次号アにおいて同じ。)に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。同号において同じ。)がないとき 3,604,000円</p> <p>(2) 加算対象扶養親族等があるとき 3,604,000円に次に掲げる額を加算した額</p> <p>ア 当該加算対象扶養親族等(70歳以</p> | <p>上同一生計配偶者(70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。イにおいて同じ。)、老人扶養親族(同法に規定する老人扶養親族をいう。イにおいて同じ。)、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。ウにおいて同じ。)に該当するものを除く。)の数に380,000円を乗じて得た額</p> <p>イ 当該加算対象扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に480,000円を乗じて得た額</p> <p>ウ 当該加算対象扶養親族等(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に630,000円を乗じて得た額</p> <p>附 則</p> | <p>1 この規則は、令和6年8月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和6年8月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給の制限について適用し、同月前の月分の手当の支給の制限については、なお従前の例による。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">訓 令 甲</p> <hr/> <p>◎世田谷区訓令甲第25号</p> <p style="text-align: center;">庁 中 一 般</p> <p>世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: right;">令和6年7月31日 世田谷区長 保坂展人</p> |
|--|--|---|

別表15の2の部市街地整備課の款5の項を次のように改める。

| | | | | |
|--------------------------|--|--|---|---|
| <p>5 宅地造成等の規制に関すること。</p> | <p>1 宅地造成及び特定盛土等規制法(以下この項において「法」という。)第10条第2項の規定に基づく宅地造成等工事規制区域の指定及び法第26条第2項の規定に基づく特定盛土等規制区域の指定について意見を提出すること。</p> | <p>1 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可に関すること(課長決定事案を除く。)並びに法第15条第1項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく宅地造成等に関する工事に係る協議及び法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の変更許可に関すること。</p> <p>2 法第17条第1項の規定に基づく工事完了の検査及び同条第2項の規定に基づく検査済証の交付並びに同条第4項の規定に基づく土石の除却の確認及び同条第5項の規定に基づく確認済証の交付に関すること。</p> <p>3 法第20条第1項から第4項までの規定に基づく監督処分並びに法第23条第1項及び第2項の規定に基づく改善命令に関すること。</p> <p>4 法第22条第2項の規定に基づく勧告に関すること。</p> <p>5 法第24条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。</p> <p>6 法第25条の規定</p> | <p>1 法第12条第4項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可に係る公表をすること。</p> <p>2 法第16条第2項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>3 法第16条第3項の規定において準用する法第12条第4項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可に係る公表をすること。</p> <p>4 法第18条第1項の規定に基づく特定工程に係る工事完了の検査及び同条第2項の規定に基づく中間検査合格証の交付に関すること。</p> <p>5 法第19条第1項の規定に基づく定期報告書の受理に関すること。</p> <p>6 法第21条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出の受理に関すること。</p> <p>7 法第21条第2項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の届出に係る公表をすること。</p> <p>8 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付に関すること。</p> <p>9 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(以下この項において「条例」という。)第4条第2項の規定</p> | <p>1 法第12条第4項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可に係る公表をすること。</p> <p>2 法第16条第2項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>3 法第16条第3項の規定において準用する法第12条第4項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可に係る公表をすること。</p> <p>4 法第18条第1項の規定に基づく特定工程に係る工事完了の検査及び同条第2項の規定に基づく中間検査合格証の交付に関すること。</p> <p>5 法第19条第1項の規定に基づく定期報告書の受理に関すること。</p> <p>6 法第21条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出の受理に関すること。</p> <p>7 法第21条第2項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の届出に係る公表をすること。</p> <p>8 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書の交付に関すること。</p> <p>9 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(以下この項において「条例」という。)第4条第2項の規定</p> |
|--------------------------|--|--|---|---|

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | に基づく工事状況の報告の徴取に関すること。 | に基づく特定工程の通知をすること。 10 条例第4条第4項の規定に基づく特定工程の指定に関すること。 11 条例第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付をすること。 |
| 別表15の2の部建築安全課の款5の項を次のように改める。 5 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この項において「法」という。)に関すること。 | 1 法第2条第2項の規定する特定空家等に該当するかどうかの判断をすること。 2 法第13条第2項の規定に基づく勧告をすること。 3 法第22条第2項の規定に基づく勧告をすること。 4 法第22条第3項の規定に基づく特定空家等の除却等を命ずること。 5 法第22条第9項の規定に基づく措置の執行を決定すること。 6 法第22条第10項の規定に基づく措置の執行を決定し、及び公告すること。 7 法第22条第11項の規定に基づく措置の執行を決定すること。 | | 1 法第9条第3項の規定に基づく立入調査の通知をすること。 2 法第9条第4項の規定に基づく身分を示す証明書を交付すること。 3 法第13条第1項の規定に基づく指導をすること。 4 法第22条第1項の規定に基づく助言又は指導をすること。 | |

別表15の2の部建築安全課の款6の項中「空家等の対策の推進に関する条例」を「世田谷区空家等の対策の推進に関する条例」に改める。

附則
宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制に係るものについては、改正法附則第2条第1項に規定する経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

告 示

◎世田谷区告示第450号
世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和6年7月1日
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第451号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。
令和6年7月1日
世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称 合同会社Y & Uケア芙蓉会
2 主たる事務所の所在地 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
3 事業所の名称 あおいサポートステーション明大前
4 事業所の所在地 東京都世田谷区松原一丁目10番8号小野ビル302

| | |
|-------------|------------|
| 5 事業所番号 | 1331204964 |
| 6 事業の種類 | 特定相談支援事業 |
| 7 事業の主たる対象者 | 特定なし |
| 8 指定の年月日 | 令和6年7月1日 |

◎世田谷区告示第452号
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。
令和6年7月1日
世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称 合同会社Y & Uケア芙蓉会
2 主たる事務所の所在地 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
3 事業所の名称 あおいサポートステーション明大前
4 事業所の所在地 東京都世田

| | | |
|---|---|---|
| <p>谷区松原一丁目10番8号小野ビル302</p> <p>5 事業所番号 1371201086</p> <p>6 事業の種類 障害児相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 障害児</p> <p>8 指定の年月日 令和6年7月1日</p> | <p>別紙省略</p> | <p>◎世田谷区告示第461号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年7月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年7月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区北沢二丁目1054番59の内から1054番60の内まで 3 変更の区域 延長 8.39メートル 幅員 0.00メートルから0.18メートルまで 面積 0.79平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年7月3日 |
| <p>◎世田谷区告示第453号</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第3項の規定による変更の届出及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)第8条第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> | <p>◎世田谷区告示第458号</p> <p>世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料のうち、水泳場の使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和6年7月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社エイト世田谷支店 (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見四丁目23番21号 2 委託した歳入等 使用料 3 委託施設 世田谷区立世田谷公園水泳場及び世田谷区立玉川野毛町公園水泳場 4 委託期間 令和6年7月1日から同年9月20日まで | <p>◎世田谷区告示第462号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和6年7月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所の名称 デイサービス成城狛江店 2 事業所の所在地 東京都狛江市駒井町3丁目35番32号 3 事業者の名称 株式会社ハッピーサポート成城 4 指定年月日 令和6年7月1日 5 サービスの種類 地域密着型通所介護 |
| <p>◎世田谷区告示第454号</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> | <p>◎世田谷区告示第459号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年7月2日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区等々力五丁目14番52の内 3 変更の区域 延長 6.79メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.23平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年7月2日 | <p>◎世田谷区告示第463号</p> <p>世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。</p> <p>令和6年7月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> |
| <p>◎世田谷区告示第455号</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> | <p>◎世田谷区告示第460号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年7月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年7月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区若林一丁目12番54の内 3 変更の区域 延長 5.63メートル 幅員 0.69メートルから0.70メートルまで 面積 3.97平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年7月3日 | <p>◎世田谷区告示第464号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年7月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年7月5日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定番号 13-D018-04 2 変更の区間 世田谷区下馬四丁目26番48 3 変更の区域 延長 6.01メートル |
| <p>◎世田谷区告示第456号</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> | <p>◎世田谷区告示第457号</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月1日 世田谷区長 保坂展人</p> | <p>◎世田谷区告示第465号</p> <p>世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。</p> <p>令和6年7月4日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> |
| <p>◎世田谷区告示第457号</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年7月1日 世田谷区長 保坂展人</p> | <p>◎世田谷区告示第466号</p> <p>世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料のうち、水泳場の使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和6年7月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社エイト世田谷支店 (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見四丁目23番21号 2 委託した歳入等 使用料 3 委託施設 世田谷区立世田谷公園水泳場及び世田谷区立玉川野毛町公園水泳場 4 委託期間 令和6年7月1日から同年9月20日まで | <p>◎世田谷区告示第467号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和6年7月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所の名称 デイサービス成城狛江店 2 事業所の所在地 東京都狛江市駒井町3丁目35番32号 3 事業者の名称 株式会社ハッピーサポート成城 4 指定年月日 令和6年7月1日 5 サービスの種類 地域密着型通所介護 |

幅員 0.64メートル
面積 3.88平方メートル
4 供用開始の期日
令和6年7月5日

◎世田谷区告示第465号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和6年7月5日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区代沢一丁目9番先から世田谷区代沢一丁目3番先まで
- 3 指定年月日
令和6年7月5日

◎世田谷区告示第466号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原二丁目516番6の内から560番2の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.90メートル
幅員 0.64メートルから
0.65メートルまで
面積 9.63平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月8日

◎世田谷区告示第467号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年7月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
43-G130
- 2 区間
世田谷区砧六丁目117番4地先無番から117番4地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和6年7月8日

◎世田谷区告示第468号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢三丁目1110番67の内
- 3 変更の区域
延長 6.87メートル
幅員 0.71メートルから
0.76メートルまで
面積 5.32平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月8日

◎世田谷区告示第469号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D252-05
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢一丁目88番15の内
- 3 変更の区域
延長 9.62メートル
幅員 0.50メートル
面積 4.86平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月8日

◎世田谷区告示第470号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように開始する。

この関係図面は、令和6年7月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D252-02
- 2 供用開始の区間
世田谷区奥沢一丁目88番25の内
- 3 供用開始の区域
延長 0.08メートル
幅員 0.51メートル
面積 0.04平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月8日

◎世田谷区告示第471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の

規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
39-24
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷三丁目505番22
- 3 変更の区域
延長 5.85メートル
幅員 0.21メートル
面積 1.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月9日

◎世田谷区告示第472号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D170-3
- 2 変更の区間
世田谷区代田四丁目814番4の内
- 3 変更の区域
延長 9.96メートル
幅員 0.69メートルから
0.77メートルまで
面積 7.29平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月9日

◎世田谷区告示第473号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年7月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
木下の介護二子玉川
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区玉川三丁目29番1号
- 3 事業者の名称
株式会社木下の介護
- 4 廃止届受理年月日
令和6年6月27日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第474号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年7月16日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区公報

| | | |
|--|---|---|
| <p>1 事業所の名称 NPO・世田谷ゆりの木</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋一丁目1番地2号山崎ビル202号室</p> <p>3 事業者の名称 特定非営利活動法人アクト世田谷たすけあいワーカーズゆりの木</p> <p>4 指定年月日 令和6年8月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p> | <p>28-1</p> <p>2 変更の区間 杉並区下高井戸一丁目141番16の内</p> <p>3 変更の区域 延長 10.06メートル 幅員 0.12メートルから0.13メートルまで 面積 1.28平方メートル</p> | <p>世田谷区上野毛二丁目128番3地先無番</p> <p>3 変更の区域 延長 25.99メートル 幅員 3.72メートル 面積 96.76平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年7月19日</p> |
| <p>◎世田谷区告示第475号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和6年7月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 楓の風リハビリテーション颯金沢文庫</p> <p>2 事業所の所在地 神奈川県横浜市金沢区釜谷東二丁目9番14号エスケイワイコート1階</p> <p>3 事業者の名称 有限会社マザーリーフ</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年7月4日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p> | <p>◎世田谷区告示第478号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年7月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年7月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 43-10 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区岡本一丁目1209番7の内 (2) 世田谷区岡本一丁目1209番7の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 18.77メートル 幅員 1.00メートル 面積 18.84平方メートル (2) 面積 2.69平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年7月19日</p> | <p>◎世田谷区告示第481号 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和6年7月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年7月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 32-Z019</p> <p>2 区間 世田谷区上野毛二丁目128番3地先無番から129番2地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和6年7月19日</p> |
| <p>◎世田谷区告示第476号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和6年7月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 第2933号</p> <p>2 指定年月日 令和6年7月16日</p> <p>3 指定の位置 世田谷区北沢五丁目710番35の一部</p> <p>4 道路の幅員 4.00メートル</p> <p>5 道路の延長 15.99メートル</p> <p>6 申請者氏名 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介</p> | <p>◎世田谷区告示第479号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年7月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年7月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-35</p> <p>2 変更の区間 世田谷区船橋六丁目922番19の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.44メートル 幅員 0.01メートルから0.03メートルまで 面積 0.23平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年7月19日</p> | <p>◎世田谷区告示第482号 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和6年7月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年7月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 32-Z079</p> <p>2 区間 世田谷区上野毛二丁目128番5地先無番から129番2地先無番まで</p> <p>3 用途 区管理水路</p> |
| <p>◎世田谷区告示第477号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和6年7月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年7月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p> | <p>◎世田谷区告示第480号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年7月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年7月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間</p> | <p>◎世田谷区告示第483号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年7月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年7月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区船橋一丁目163番13の内</p> <p>3 変更の区域 延長 10.30メートル 幅員 1.14メートルから1.22メートルまで 面積 12.12平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年7月23日</p> |

◎世田谷区告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力三丁目73番11
- 3 変更の区域
延長 5.53メートル
幅員 0.19メートルから
0.20メートルまで
面積 1.13平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月24日

◎世田谷区告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-29
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢七丁目296番3の内
- 3 変更の区域
延長 10.07メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月24日

◎世田谷区告示第486号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢二丁目135番25の内から135番7の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.17メートル
幅員 0.60メートルから
0.64メートルまで
面積 8.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月24日

◎世田谷区告示第487号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型

サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年7月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
南牧村デイサービスセンター野辺山
- 2 事業所の所在地
長野県南佐久郡南牧村大字野辺山65番地3
- 3 事業者の名称
社会福祉法人ジェイエー長野会
- 4 廃止届受理年月日
令和6年7月10日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第488号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年7月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
中町ケアセンター
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区中町五丁目32番7号
- 3 事業者の名称
有限会社中町整骨院居宅介護支援事業所
- 4 廃止届受理年月日
令和6年7月12日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第489号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1124番7から1124番107の内まで
- 3 変更の区域
延長 13.24メートル
幅員 0.63メートル
面積 8.41平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月26日

◎世田谷区告示第490号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区上北沢二丁目1090番5の内から1045番9まで
- 3 供用開始の区域
延長 191.76メートル
幅員 0.48メートルから
6.78メートルまで
面積 1051.54平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月26日

◎世田谷区告示第491号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年7月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用廃止の区間
世田谷区上北沢二丁目1089番2の内から1044番2の内まで
- 3 供用廃止の区域
延長 160.15メートル
幅員 0.00メートルから
6.31メートルまで
面積 779.04平方メートル
- 4 供用廃止の期日
令和6年7月26日

◎世田谷区告示第492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
32-9
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木一丁目1691番14の内
- 3 変更の区域
延長 5.81メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 1.03平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月26日

◎世田谷区告示第493号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

世田谷区公報

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区尾山台三丁目430番1地先無番

3 変更の区域
延長 2.12メートル
幅員 0.90メートル
面積 1.92平方メートル

4 供用開始の期日
令和6年7月26日

◎世田谷区告示第494号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年7月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G060
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区尾山台三丁目431番地先無番から429番2地先無番まで
(新) 世田谷区尾山台三丁目430番2地先無番から429番2地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和6年7月26日

◎世田谷区告示第495号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和6年7月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G060-01
- 2 指定する起終点
世田谷区尾山台三丁目431番2地先無番から431番1地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第496号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年7月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第2934号
- 2 指定取消年月日 令和6年7月25日
- 3 指定取消の位置 世田谷区松原三丁目835番1の一部
- 4 道路の幅員 4.75メートル

- 5 道路の延長 12.30メートル
- 6 申請者氏名 竹内 正行

◎世田谷区告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷五丁目545番13の内から545番7の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.09メートル
幅員 0.64メートル
面積 7.15平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月29日

◎世田谷区告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘二丁目1287番5の内
- 3 変更の区域
延長 14.26メートル
幅員 0.42メートルから
0.44メートルまで
面積 6.27平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月29日

◎世田谷区告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
38-16
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山四丁目1454番22
- 3 変更の区域
延長 12.76メートル
幅員 1.00メートル
面積 12.77平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月29日

◎世田谷区告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
上賀鍼灸整骨院
リハビリデイサービス
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区上用賀三丁目14番17号グランベルフェクティオ109
- 3 事業者の名称
株式会社エビスホールディングス
- 4 指定年月日
令和6年8月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
NPO・ACT
せたがや居宅介護支援事業所
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区船橋一丁目1番2号山崎ビル205
- 3 事業者の名称
特定非営利活動法人ACT・人とまちづくり
- 4 廃止届受理年月日
令和6年7月16日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢二丁目1017番32の内
- 3 変更の区域
延長 13.10メートル
幅員 0.63メートル
面積 8.34平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月30日

◎世田谷区告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区宇奈根一丁目371番3地先無番
- 3 変更の区域
延長 12.71メートル
幅員 1.81メートル
面積 23.14平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月30日

◎世田谷区告示第504号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
45-G068
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区宇奈根一丁目371番6地先無番から371番3地先無番まで
(新)世田谷区宇奈根一丁目371番6地先無番から371番13地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和6年7月30日

◎世田谷区告示第505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区池尻二丁目176番11の内から176番17の内まで
- 3 変更の区域
延長 7.72メートル
幅員 0.28メートルから0.60メートルまで
面積 3.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年7月30日

◎世田谷区告示第506号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第48条の規定による特定地域型保育事業の確認の辞退について、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年7月31日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第44号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。

令和6年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画が定められた年月日
令和6年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
世田谷区
- 3 調査地域
世田谷区喜多見五丁目の一部
世田谷区若林二丁目の一部
世田谷区赤堤二丁目の一部
- 4 調査面積
0.14平方キロメートル
- 5 調査内容
地籍調査
- 6 調査期間
令和6年7月2日から令和7年3月7日まで

規 則 (区議会)

次に掲げる規則を公布する。

令和6年7月5日

世田谷区議会議長

おぎの けんじ

世田谷区議会規則第4号

世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区議会規則第5号

世田谷区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区議会傍聴規則(昭和54年1月世田谷区議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ならびに」を「並びに」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「一」を「いづれか」に改め、同条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか」に改める。

第9条第1号中「えり巻もしくは外とう」を「マフラー若しくはコート」に、「傘や杖」を「傘」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか」に改める。

第11条中「すべて」を「全て」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「えり巻もしくは外とう」を「マフラー若しくはコート」に、「傘や杖」を「傘」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区議会委員会傍聴規則(昭和50年10月世田谷区議会規則第1号)の一部を次

のように改正する。

第2条第1項中「(以下「傍聴人」という。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 傍聴人の数は、次の各号に掲げる委員会の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 常任委員会 9人
- (2) 議会運営委員会 9人
- (3) 特別委員会(次号に掲げる委員会を除く。) 9人
- (4) 予算特別委員会及び決算特別委員会 12人

第3条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「つぎ」を「次」に改め、同条第3号中「外とう、えり巻」を「コート若しくはマフラー」に改める

第7条中「外」を「ほか」に改める。

第2号様式中「外とう、えり巻」を「コート若しくはマフラー」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第25号

令和6年7月7日世田谷区選挙管理委員会告示第19号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年7月1日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第26号

令和6年7月7日世田谷区選挙管理委員会告示第19号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年7月2日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第27号

令和6年6月20日世田谷区選挙管理委員会告示第18号にて告示した投票管理者職務代理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年7月7日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和6年7月7日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第29号

令和6年6月25日付世田谷区選挙管理委員会告示第23号、令和6年6月29日付世田谷区選挙管理委員会告示第24号、令和6年

7月1日付世田谷区選挙管理委員会告示第25号及び令和6年7月2日付世田谷区選挙管理委員会告示第26号にて告示した告示文を次のように改める。

本則中「令和6年7月7日」を「令和6年6月20日」に改める。

令和6年7月31日

世田谷区選挙管理委員会

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第12回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和6年7月24日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和6年7月31日(水)
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所東棟9階 第5委員会室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第7号

住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

世田谷区監査委員 田 中 文 子

同 中 根 秀 樹

同 下 山 芳 男

同 高 橋 昭 彦

世田谷区職員措置請求監査結果

〔世田谷区立男女共同参画センター運営委託の支出に関する件〕

令和6年7月

世田谷区監査委員

第1 請求の受付

- 1 請求人
世田谷区
- 2 請求書の提出
令和6年5月8日

3 請求の内容

請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」による請求の要旨及び措置請求の内容は次のとおりである。
なお、内容の表記については、本件請求での表記を引用する。

(1) 請求の要旨

令和5年9月9日、世田谷区立男女共同参画センターらぶらす(以下「らぶらす」という。)は、「離婚をめぐる法律・制度活用講座 法律編」(以下「本件講座」という。)を実施した(甲第1号証「チラシ」)。

講座の中で、約20名の参加者に対して別紙1の内容が指南された(甲第2号証)。これは財産分与の対象となる財産を隠す「不当行為の指南」にあたる。夫婦間の財産隠しについては、浦和地方裁判所川越支部平成元年9月13日民事部判決で、妻が財産分与となる国債を隠していた事案で、妻に夫の財産分与請求をする機会を喪失させた不法行為があったとして、その隠していた財産の半分の金額の支払いを命じる判決が出ているためである。

世田谷区が公金を支出して実施した離婚講座であれば、通常そこで「不法行為の指南」が行われるとは考えにくく、当該不法行為は「区の御墨付きである」との誤認を与えることとなり、後に指南どおりに財産隠しをし、法的なペナルティを課せられた参加者からの訴訟や、実際に不正な財産隠しの被害に遭った区民からの損害賠償請求などのリスクを、区が背負うこととなる。世田谷区は当該「不法行為指南講座」が実施された令和5年9月分の「世田谷区男女共同参画センター運営委託」(以下、「本委託」という。)として6,200万円を社会福祉法人共生会SHOWA(以下「(福)共生会SHOWA」という。)へ支出している(甲第3号証)が、これは違法又は不当な支出にあたる。

(2) 措置請求

令和5年9月分の本委託として支出された6,200万円を(福)共生会SHOWAに対して返還を要求する措置を求めるとともに、業務委託契約書第19条の2(3)「債務の本旨に即った履行をしないときにはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる」という条項に基づき、(福)共生会SHOWAに対する損害賠償請求を求めらる。

(3) 事実証明書

- 【甲第1号証】「2023年度離婚をめぐる法律・制度活用講座」チラシ
- 【甲第2号証】講座内での講師の発言要旨(SNSに投稿された音声データ)

行った。東京弁護士会からは、不適切な内容の講座を行ったことについて深く反省をしているという理由で懲戒請求はないという回答が返ってきた。このため、現在、日弁連に対して異議申立てを行っている。

④ 離婚講座を調べていくうちに、今回本件講師が、令和2年度から4年連続で年に1度担当しているということが判明した。

らぶらすが後に講義をホームページ上に、説明するので電話がほしいという案内を掲載し、本件講座参加者が電話したところ、過去の講座内容についても把握しているという趣旨の回答をしている。

このことから、場合によっては見過ごされてきた、知ってはいけれど、内容について薄々分かっていただけという論理の下、見過ごされてきた。体として正しいことをしているという論理の下、見過ごされてきた。

X(旧ツイッター)で270万人がその声を聞いた記録が残っており、社会的なインパクトが大きかったと思っっているので、しっかりとした対応をしてほしいと思っっている。

⑤ DVや虐待からの避難であれば、当然命を守るのが一番最優先のため正しいと思うが、そうした前提を抜きにして、本件講師は親権者になりたいなら連れ去っていいと発言しているの、それは間違っった認識であり、不当な講座と言わざるを得ない。

⑥ 措置の内容としては、この月の本委託費用を(福)共生会SHOWAから還付することと、併せて、仕様書にあるとおりに履行ができていないときの損害賠償請求について履行していただきたい。

4 監査対象部の見解

監査対象部からは、本件に対する弁明書を受理した。その見解は以下のとおりである。

(1) 請求人の主張に対する、弁明書における監査対象部の見解

① らぶらすの概要

区は、「多様性条例」において、全ての人が①多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることができ、②自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる、③あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う、ことを3つの基本理念とし、区、区民及び事業者と一体となって、男女共同参画の推進に取り組んでいる。

区民、団体、事業者等それぞれの主体が男女共同参画をもとに推進することの掘え、より良い個人の生き方を選択し、誰一人取り残されることのない地域社会づくりを進める拠点施設として、「世田谷区立男女共同参画センター一条例」に基づき、らぶらすを設置している。らぶらすの運営は、令和4年9月12日付公告により、令和7年度まで単年度ごとに随意契約を締結する予定がある旨を明示してプロポーザルを実施し、応募者の実績等を審査員の合議により評価した。結果、(福)共生会SHOWAに委託している。

運営に際しては、「第二次男女共同参画プログラム後期計画」(以下「男女共同参画計画」という。)に基づき、「講座・イベント」「相談・居場所」

【甲第3号証】世田谷区男女共同参画センター運営委託9月分 支出命令書
世田谷区男女共同参画センター運営委託 業務委託契約書

4 請求の要件審査
本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備した請求が含まれていると認め、令和6年5月8日付でこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求における監査対象事項は次のとおりとした。

区による(福)共生会SHOWAに対する本委託令和5年9月分委託料620万円の支払いが、違法又は不当な公金の支出にあたるかどうか。

2 監査対象部

生活文化政策部を監査対象部とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 監査請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

その結果、地方自治法第242条第7項に基づく陳述について、令和6年6月6日に実施した。なお、請求人からは次の資料が証拠として提出された。

【甲4号証】らぶらすホームページ「お知らせ」

【甲5号証】本件講座参加者とらぶらす職員のとりの文字起こし

(2) 陳述及び提出資料において補充的に主張された要旨は次のとおりである。

① 自治体の講座内の講師の発言として、不正な財産処分とされ、黙って子どもを先に連れ去ったほうが、監護の原則、継続性の原則を利用した親権を奪取し、別居親と会わせるような面会交流の約束をした際にも、その方法によっては強制力を免れることができ、会わせなくてもペナルティがないような指図がX(旧ツイッター)の音声として残されていた。

② 「親権者になりたいたいなら無断で子どもを連れて行って(住所隠せ)」という子どもの人生も大きく左右するような講座が行われるという、チェック機能が働いていなかったことは、世田谷区において非常に問題である。

③ この問題については、世田谷区に対しては、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」(以下「多様性条例」という。)に基づき共同参画と多文化共生を推進する条例、それと同時に、講師を務めた弁護士(以下、「本件講師」という。)に対しても、所属する東京弁護士会に対して懲戒請求を

「情報収集・提供」の3つの基本機能をつなぎ、利用者に対し、一体的で切れ目のない総合的な支援を行っている。

- ② らぶらすにおける講座事業について
 - 「男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画に関する意識の普及・啓発を図り、主体的に活動するためのきっかけづくりを目的として、20コマを超える区民向け講座を実施している。講座の実施にあたっては、オンラインでの開催や連続講座を実施する等、参加方法や工夫とともに、対象者やテーマにあわせて、講演、ワークショップ、交流会等、手法や構成も工夫している。

(実施している区民向け講座)

- ・男女共同参画社会の理念の周知に関する講座
 - ・女性活躍を推進するための女性の就労・起業や再就職に関する講座
 - ・ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に関する講座
 - ・男性向けの啓発、家事・育児・介護・地域活動等への参画支援に関する講座
 - ・男女共同参画の視点を踏まえた防災に関する講座
 - ・DV・デートDV防止に関する講座
 - ・リビングタイプ・ヘルス／ライズに関する講座
 - ・LGBTQなど多様な性への理解促進に関する講座
- ③ 離婚をめぐる法律・制度活用講座概要
- ア 講座の目的(甲第1号証)

本件講座は「男女共同参画計画」の基本目標Ⅲ「暴力やハラスメントのない社会の構築」に基づき、DV・デートDV防止に関する講座の一つとして、主にDV等起因して離婚を考える女性を対象に、必要な知識、法律や関連機関の活用方法などについて学ぶ講座として、らぶらすの会場にて実施したものである。女性の置かれた立場や状況に精通している外部講師を招き、座学の講座にとどまらず、講座への参加をきっかけに、必要な相談や支援にもつなげることも目的として実施した。

イ 講師への依頼内容

DV等の被害を受けていることにより深刻な生きづらさを抱え、離婚も考えている中で、具体的な個別の相談ではなく、講座という場だからこそ参加できるという方も多く実情を踏まえ、本件講師には離婚届の記入や提出、離婚の際に決めておくこと、親権や財産分与、調停や裁判、弁護士への依頼などについて講義の内容に含めるよう依頼した。

ウ 本件講師の本件講座内での発言(甲第2号証)

甲第2号証に示された本件講師の講座内での発言(以下「本件発言」という。)については、本件講師は講座の本旨に沿って、経済的不安のため一歩を踏み出せず、DVやモラルハラスメントを諦めて受け入れている女性も少なくない現状を踏まえ、離婚時の経済面におけるプラスとマイナス面の話をしていた。その中で妻名義の預金であったも夫婦共有財産に該当する可能性があることを説明し、妻が自身の金銭を確実に確保するため、特に職に就いていない女性には離婚後の生活における経済面での不安が尽きないこと、またそのことで離婚に踏み切れない現状があることを鑑み、本件発言を

行った。本件発言は、決して適切なものとは言えないが、一般的に夫の監視下に置かれ経済的虐待にも苦しみ、金銭的にも厳しい状況に置かれていることの多い女性のことを感づいた故の発言であり、当初から不当行為をすべきだとして指摘する目的で発言したものではない。加えて、本件発言によって具体的に不当結果が生じたとは認めざるを得ない。客観的事実及び証拠はない。

なお、講座受講生に対して、誤った理解があつてはならないことから、本件講座終了後に、正しい内容の説明と謝罪をさせていただき、周知した。受講生の方かららぶらすに連絡をいただく対応としたのは、現状として受講生がDV被害を受けており、常に加害者からの監視下にある状況を考慮してのことである。

④ 受託者への運営委託費返還要求及び損害賠償請求等について(甲第3号証)

本委託における契約(以下、「本委託契約」という。)は、本件措置請求の対象である本件講座のみならず、施設運営業務、相談業務、居場所事業、情報収集・提供業務、団体支援業務、地域ネットワーク構築、各種事業の周知・広報活動等、らぶらすが行うべき事業を総合的に委託しているものであり、受託者である(福)共生会SHOWAは、これらの本委託契約の仕様書に基づき、良好に債務の本旨を履行しており、違法または不当な公金の支出にあたららない。

あわせて、本委託契約の履行に伴い、区に対する損害等も生じておらず、また、債務の本旨の履行も良好なことから、本委託契約約款第19条の第2項第3号の「債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき」に基づいて、本件措置請求の主旨である(福)共生会SHOWAに対して、運営委託費返還要求及び損害賠償請求をすることは不適當である。

第3 監査対象部への事情聴取

本件について、監査対象部に対して事情聴取を実施した。その要旨は以下のとおりである。

1 (福)共生会SHOWAとの契約内容、財務処理に関することについて

(1) (福)共生会SHOWAの選定理由、プロポーザルの審査内容について
プロポーザルでは、事業者2者から応募があり、外部委員を含めた7名の選定委員により審査を行った。評価点の満点137.5点の60%、82.5点を合格基準として選定した結果、評価項目の5つの総合点が、(福)共生会SHOWAは107.3点で78%、次点の事業者が94.0点、68.3%であり、(福)共生会SHOWAが選定された。評価項目は、①業務の実施に必要な理解度、②財務審査を含んだ業務を安定的に遂行する能力、③企画提案能力、④積算金額及び内容の妥当性、⑤プレゼンテーションとヒアリングにおける説明内容の明確性、的確性、実現可能性、加えて区民利用施設としての機能の強

を行い支出している。令和5年9月分については、本件講座だけでなく、仕様書に基づくとらぶらす運営全体の履行状況が良好であり検査を合格とした。

本委託契約で、年間の合計金額7623万6480円の業務委託契約を締結しており、支払いについては毎月検査の上で支出している。月ごとの支払い金額は、年度初めに(福)共生会SHOWAと調整し、月によってイベント等が回数にばらつきがあるため、金額の違いがあるが、令和5年9月分に関しては契約書どおり620万円を支出した。支出にあたっては、定例会において、納品書兼完了届にある実施報告書(令和5年9月30日)を確認し、同年10月2日に検査合格とし、同年10月12日に支出している。

実際に実施した事業については、年度末に1年分の報告書を提出させているが、個票という形でも報告させている。

③ 本件講座実施に係る費用の計上方法については、令和5年9月分の講座実施における経費は、本件講座を含む講座全体の経費の積み上げにより、25万5064円という実施経費が報告書に計上されている。

区は(福)共生会SHOWAから、本件講座の全体経費は、講師謝礼や相談員の謝礼、ひととき保育等を含めて約8万7000円であると報告を受けている。

④ 令和5年9月分の支出の経過については、区は、本件講座が予定どおり、予定された講師によって実施されたことと、各講座の具体的な内容までは求めている。

今回、令和5年9月半ばに講座の部音声投稿され、事実確認を求めたのも同年9月中であり、支出命令請求日が同年10月12日であることから、講座内容に係る事実関係の確認は、支出命令の前に行われている。

2 本件講座に関する事について

(1) 本件講座の実施に関する区と(福)共生会SHOWAとの調整等について

① 本件講座の目的、対象者について
本件講座は、本委託契約書に添付された「仕様書」における、「7. 男女共同参画推進事業に関する業務」(1(1)講座事業①区民向け講座)のうち、「DV・デートDV防止に関する講座」として令和5年9月9日に実施された。

チラシ(甲第1号証)には記載はないが、DV・デートDV防止に関する講座の一つとして、DV等起因して離婚を考える女性を対象として本件講座を実施し、このことについて、(福)共生会SHOWAとは確認している。

「男女共同参画計画」による項目で、講座ごとに作成する事業計画書があり、それに基づき各個票の中でDV・デートDV防止という柱立てがあり、離婚等を考えている人も多くニーズもあることから、内容を考えて、それに見合ったタイトルでチラシを作成し本件講座を実施した。本件講座は、あくまでDV等で苦しんでいる方を対象とし、DV・デートDV防止を目的とし

化、居場所機能の充実、らぶらすへのアプローチや館内掲示の工夫、職員の利用者への対応の向上等、具体的な提案から、より多様な主体が安心して利用し、交流することができる施設運営が期待できるなどの理由から、(福)共生会SHOWAを選定した。

区は、(福)共生会SHOWAと、本委託契約を結び、施設運営業務、男女共同参画推進事業に関する業務を委託している。

(2) (福)共生会SHOWAにおける本委託事業の実施体制については、らぶらすは31名の体制で運営している。

- (内訳) センターを統括する館長 1名
- 館長の補佐及び事業の進捗管理を行うディレクター 1名
- 講座の企画等を行う専門職 4名
- 施設管理、受付の対応等を行う運営職員 9名
- 相談対応を行う相談員 16名

委託状況に問題があった場合や緊急時の対応としては、直ちに監査対象部に連絡、協議を行い、指示を仰ぐこととなっている。極めて簡易的なことに関しては、毎月定例会を実施し報告をする。

(3) (福)共生会SHOWAに対する区の評価等について

① (福)共生会SHOWAに対する区の評価について
(福)共生会SHOWAは、「男女共同参画計画」に基づき、講座・イベント、相談・居場所、情報収集・提供の3つの基本機能をつないで、一体的で切れ目のない総合的な支援を行っており、受講者からのアンケートでも高い評価を得ている。施設運営業務についても、研修室を地域の学生に自習室として開放を行うなど、らぶらすの地域への周知啓発にも取り組んでいて、研修室の利用率の向上とともに、より快適なスペースとするために、交流するコーナーのレイアウト変更を行うなど、施設全体の利用者数も増加しており、(福)共生会SHOWAは、十分に区が求めるらぶらすの運営全般に対して満足いく成果を上げていると、区は評価している。

② 緊急時における区への相談等の事例について
人が倒れるなどの事故や苦情、(福)共生会SHOWAの職員が対応事例もこれまで特になかった。過去、緊急的な対応が必要だったことはなかったと思われる。

(4) 委託契約、検査行為、支出等について

① 委託金額の決め方について
年間の委託金額は、(福)共生会SHOWAより、プロポーザルで金額等の提案を受けており、その金額を基に講座の予定回数等を積み上げ契約金額を決め、随意契約を行っている。区での積み上げというより、(福)共生会SHOWAが提案した金額の妥当性を協議して、その上で月々に押しなべ、月ごとの金額を決めている。

② 本件講座が実施された令和5年9月分の委託料の支払い手続きについては、毎月実施している定例会の中で事業報告を受け、履行状況を確認し、検査

ている。
 こうした講座は2017年から7回実施しており、DV被害者支援の充実というテーマは変えていない。また、講座ごとで作成している事業計画書等で、(福)共生会SHOWAとは今回実施した本件講座の実施目的、内容、講師について確認しているが、意見の相違等はなかった。

- ② 本件講座実施における(福)共生会SHOWAとの調整については(福)共生会SHOWAとの年度当初の調整では、全体の講座開催時期や内容について事業全体の調整を行っている。個別の計画については、実施する2、3か月程度前に、講師や内容、対象者等、具体的な企画案が(福)共生会SHOWAから監査対象部に提出され、課内でチェックし、(福)共生会SHOWAとやり取りをしながら内容を詰めていく。
- ③ 本件講座のチラシ(甲第1号証)タイトルについて
 チラシを一般的な区民が見たときに、DV等に起因して離婚を考える女性のための講座だとわからず、区の主催の講座として、対象者が限定はされていないように見えるが、あえて小さく、「モラハラやDVで息苦しい」などとPRし、DVで苦しんでいる人が参加しやすいよう配慮し、ソフトな感じでチラシは作成している。

(2) 本件講座の内容、区の対応等について

- ① 区による本件講座の実施確認について
 通常は、実施講座等の報告は、毎月の定例会で実施報告があるが、本件講座に関しては、無断で講義を録音されて、令和5年9月上旬に、音声の一部がそのままSNS上に投稿されたことから、直ちに(福)共生会SHOWAに対し、区から事実確認を行った。区では、(福)共生会SHOWAから情報が入る前に、音声データの投稿を確認したため、区から事実確認を行った。
 業務委託により、(福)共生会SHOWAが企画運営の中で本件講師を選定した経緯があることから、区では、委託元の(福)共生会SHOWAに対し、きちんと事実確認をするよう指示をした。
- ② 本件講座に関する区の評価について
 区は、本件講座について、受講生のアンケート結果から、DVの被害に苦しむ、また、不安を抱えている方々に寄り添った講座であったと評価をしている。
- ③ 区の本件講座に関する(福)共生会SHOWAへの確認について
 本件講座終了後、その場で何か問題があれば、直ちに区に対して連絡が来るが、実施直後には(福)共生会SHOWAから特に報告はなかった。本件講座に関しては、区のSNSでの音声投稿の察知が早く、区では、(福)共生会SHOWAをすぐ呼び出し、本件講師への事実確認を求めた。
- ④ 本件講師の発言に関する(福)共生会SHOWAからの報告内容については、(福)共生会SHOWAから、本件講師の発言の趣旨等についての報告として、「当初から本行為をすべきだとして指南する目的で発言したものでなく、DVやモラルハラスメスを踏まえ、夫の監視下に置かれ経済的虐待にも苦しい現状を踏まえ、夫の監視下に置かれ経済的虐待にも苦しむ、金銭的

にも厳しい状況に置かれていることの多い女性のことを慮った故の発言であった。」という主旨の内容の報告と、併せて、世田谷区及び(福)共生会SHOWAに対し、「結果として迷惑をかけて申し訳ない」との謝罪があった旨を口頭で受けた。

本件講師の発言の趣旨については、(福)共生会SHOWAから聞いたもので、区が直接本件講師から説明を受けたものではない。

- ⑤ ホームページ掲載の経緯について
 区は、(福)共生会SHOWAと今後の対応を含めて協議し、受講生に誤った理解があったとはいえないことから、ホームページで正しい内容の説明と謝罪をすることとした。
 当初は、区から受講生に連絡することを考えていたが、匿名で申し込む女性も多く、踏み込んで参加者の把握をしていないことやDVの被害者は電話に過敏であることなどにも配慮しながら、講座運営しているという実態があり、やむを得ず、受講生から連絡をもらうように、令和5年10月6日、ホームページに掲載した。
 ⑥ 本件講座への職員の同席について
 本件講座には、区職員は同席せず、(福)共生会SHOWAの職員が同席していたが、一時的に同席することもあったと思われる。なお、(福)共生会SHOWAの職員が同席することは、本委託の契約内容には含まれていない。

(3) SNSに掲載された音声データ(甲第2号証)について

- ① 区による投稿されたデータの事実確認と、データの保管について
 投稿された音声データは、講座全体の音声ではなく、本件講師の発言の一部である。
 (福)共生会SHOWAでは、音声データを保管しているが、区では保管していない。
 本件講座の内容として提出されている甲第2号証の記載は、SNSで投稿された音声データの内容と概ね相違はない。
- ② 本件講師への事実確認について
 本件講師に対しては、(福)共生会SHOWAが事実確認を行い、区は直接本件講師とは話をしていない。(福)共生会SHOWAが、本件講師に事実確認を求めた結果、本件講師も甲第2号証にある発言をしたことは認めている。
 区では、本件講師が事実を認めなかった場合は、区として、本件講師と直接を話す必要があると考えていたが、本件講師が発言内容について認め、(福)共生会SHOWAに対して謝罪があったため、区では、事実と相違はないと判断し、区は直接の事実確認はしなかった。
 弁明書にある、「本件発言は、一般的に夫の監視下に置かれ、経済的虐待にも苦しむという女性のことを慮った故の発言であり、当初から不法行為をすべきだとして指南する目的で発言をしたものではない」というのは、区の見解ではなく、あくまで本件講師の見解であり、本件講師がそういう意図で発言したものだという説明が(福)共生会SHOWAにあり、(福)共生会

SHOWAが確認しているものである。

- ③ 本件講座全体の音声データの有無について
本件講座全体の音声データは残っていない。

(4) 2件目の音声データの投稿について

本件講座について、X(旧ツイッター)に投稿された音声データが、甲第2号証の他にもう1件ある。音声データは、本件講座内で、本件講師が親権について話した内容の一部であり、全体の内容は不明である。らぶらすの職員も、区も録音等はしていないため、本件講座内で、本件講師が話した内容は、それ以外には不明である。

親権に関する内容については、子どもがいる場合に、例えばDVも含めて、「いざというときは子どもも連れて家を出てください」というような内容である。区がこの音声データを認識したのは、本委託における令和5年9月分委託料の支出後である。

(5) (福) 共生会SHOWAへの再度の確認の有無について

最初の音声データ投稿後、区は、(福) 共生会SHOWAに対し、附随して不適切な内容の有無について確認するよう依頼したが、特に把握していないとの回答であった。この報告後に、投稿された2件目の親権に関する音声については、実際に当該講座で語されたものであるか、区、(福) 共生会SHOWAの職員も聞き、本件講師の声だと事実確認をした。

(6) 親権に関する発言に対する区の見解について

区は、子ども連れ出しについて、緊急避難的な場合は認められ、身の危険や、子どもの危険性などの判断があれば特段問題なく、本件講座での本件講師の話の流れは不明としつつも、緊急避難的なことであれば、本件講師の発言は、適切な説明だったと認識している。

(7) 本件講師について

① 本件講師の実績、選定理由、区の評価等について

本件講座は、(福) 共生会SHOWAの企画、運営により行うもので、区に対し、講師に関する説明はあったが、区で選定までは関わっていない。また、本件講師については、世田谷区内に事務所があり、また同様の講座の実績があるということが選定理由だと、区は(福) 共生会SHOWAから聞いている。本件講師は、例えば横浜のYWCAで、よく分かれる離婚講座などを数年にわたり担当実績がある。また、本件講師については、らぶらすが実施する講座を7回担当しており、この間、特段問題はなかった。

② (福) 共生会SHOWAと本件講師との関係について

講師の選定は、(福) 共生会SHOWAが、その人脈の中から選定しているが、プロボナールによる委託事業者選定では、様々な講座を展開していく中で、人脈のようなものについても評価をしている。

(福) 共生会SHOWAで、相応しい講師を選定し、区では、予定する講師の氏名、個別の事業詳細、講義内容について、町票で講座ごとに確認しながら

了としている。

請求人は4年連続で本件講師が講座を行っているとしており、実際は、7年間連続での「離婚をめぐる法律・制度活用講座」を担当している。これまでに7回、同じテーマで実施したが、過去の内容と基本的には同じかどうかは確認できない。また、これまで受講生から講座内容について、クレームなどは特に聞いていない。

(8) 本件講座の参加者数、参加者の反響、アンケート結果等について

本件講座の受講者数は20名であった。7年間、本件講師が講義を担当しているが、毎年概ね20名程度を想定し、らぶらすで実施している。本件講師の講義を複数回受講した数についても、匿名での申込みを可能にしているため、把握が難しい。

講座での反響等については、講座の満足度アンケートを実施しているが、本件講座については、20名中、アンケートでとても満足が14名、満足が6名であり、全員がおおむね満足というアンケート結果が出ている。

区でも、アンケートの自身は幾つか確認しており、DVの当事者の方から、より親身に寄り添った講義をしていただいて本当にありがたかったといった意見が多かった。アンケートの中では、請求人が言うような意見は出ていない。

(9) ホームページによる受講生からの問い合わせについて

区は、受講生がSNSの音声データを聞き、誤った理解があつてはならないと考え、(福) 共生会SHOWAに対し、ホームページ(甲第4号証)への掲載を指示した。区では、本来であれば、直接、受講生に連絡しなければならぬと考えてが、ホームページに、連絡がほしい旨を掲載するという対応を取った。ホームページの掲載は、本件講座を開催した、らぶらすのホームページで行い、その結果、3名から連絡があり、説明と謝罪を行った。

この件は、広くSNS等でも取り上げて、区にも様々な問合せもあり話題になっていたため、区では、受講者がこのホームページを見れば、本件講座の不備が分かる、また電話をもらわなくても理解できる内容にして、掲載された。文面については、区で指示をした。

これに伴い、(福) 共生会SHOWAは、受付のチャットリストをつくり、問い合わせには、順序立てて説明し、理解をもらい、対応についてはそれ終了となった。

(10) 請求人に対する区の対応について

請求人から区に対して、これまで本件に関して、区民の声で5件、行政情報開示請求が8件、「多様性条例」第11条に基づく苦情申立てが1件あり、区は、それら全てに対応した。

苦情申立ての意見については、区からの受講生への対応及び講座是正に向けた方向性が既に示されているため、委員会への諮問は非該当となり、請求人には回答済みである。

区は、X(旧ツイッター)を確認し、対応の必要があると判断し、様々な対応を進めてきた。こうした中で、請求人からの区民の声や開示請求が出てきた

が別居した時点で残高が離婚時における財産分与の対象となることを説明した上で、「別居時までには余裕がある方によつとずつそれを減らしておいて頂くとし、その減らし方には気をつけるよう注意を促し、「でも、この部分減らしたいと言って一気に残高ボンって降ろしちゃうと、『これ何に使ったんだ?』って後でなります。(中略)なので、開示してもいいように減らす時には、ちょこちょこ減らすと。(中略)何となくごまかせるようにしなくて頂く、(中略)あとは口座から口座に直接送金してしまうと、別の口座があるってバレますから『現金で出して現金で入れる』という移し方をしてください。(中略)あとはまあ、(中略)貯蓄用といったら変ですけど、隠す用というか、の口座を開設していただいて、そこに貯めていくとか。」などと発言したことが認められる。

区は、本件講座の実施後もなく、本件講座における講義の一部(上記本件発言と同内容)を録音した音声データがSNSに投稿されていることを知り、本件発言があったことを把握したが、その後(福)共生会SHOWAから令和5年9月分の納品書兼完了届及び実施報告書の提出を受け、令和5年10月2日に検査合格とし、本件講座実施の対価を含む本件委託契約に基づく同年同月分の委託料である620万円について、同年10月12日に支出命令が行われ、同額が支払われた。

そこで、本件講座において上記内容の本件発言が行われ、区がその事実を把握していたにもかかわらず、支出命令を行ったことが、違法又は不当な公金の支出といえるかを検討する。

離婚時の財産分与(民法第768条)、特に清算的財産分与は、夫婦が婚姻中に形成した財産は原則として夫婦協力のもとに形成された夫婦の実質的共有財産であるとの考えから、離婚時にこれを清算しようとするものである。したがって清算的財産分与の対象となるべき財産について、その存在を秘して、あるいは隠匿して、清算的財産分与の算定から除外させる行為は、相手方配偶者の共有持分権ないしは財産分与請求権を侵害するものとして不法行為となりうる。そして、清算的財産分与の基準時は、原則として夫婦の経済的な協力関係の終了時であると解されていることから、一般に別居時が基準時として用いられるが、別居時における夫婦共有財産の額を減少させることを意図して、特段の理由がないのに別居前に夫婦共有財産に該当する預金口座から預金を引き出して徒にこれを費消したり、相手方配偶者が把握していない他の口座に移したりする行為は、その意図や内容など諸事情を考慮して、相手方配偶者の離婚時における共有持分権ないしは財産分与請求権を侵害するものと評価することができると解されている。また、不法行為が成立することがありうると解される。

本件発言が想定しているケースは、なお婚姻関係にある夫婦の別居前における預金の引き出しであることから、別居後の生活のために夫婦共有財産に属する預金を引き出す必要に迫られる場合も容易に想定できるとし、将来離婚することが確定しているものでもないから、婚姻関係にある夫婦の別居前における預金の引き出しが直ちに相手方配偶者に対する不法行為を構成するということはできないであろう。しかしながら、離婚について関心があるが法律知識を充分に有していない一般市民(区民)が主な受講者となることが想定される講座において、受講者が、弁護士である講師の発言として本件発言

ものである。

- (11) (福)共生会SHOWA職員への電話対応(甲第5号証)について
甲第5号証の内容の電話がらぶらずにあり、(福)共生会SHOWAの職員が対応したことを、区は(福)共生会SHOWAに確認し、事実と認めている。
- (12) その他、区に寄せられた苦情等について
区に対して、SNSでの音声データの投稿に伴い、X(旧ツイッター)での書き込みの反応やコメントというよりも、区は何を考えているのかという指摘、苦情が、本件講座の受講生ではなく、X(旧ツイッター)で音声データを聞いた人から、電話で多く寄せられた。

第4 監査の結果
監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 判断

本件請求に理由があると認め、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、世田谷区に対して、次に掲げる措置を講ずることを勧告する。

- (1) 区は、本件講師に直接事情聴取するなど相当な方法により本件講座全体を確認・検証し、本件講座が本委託契約の債務の本旨に従って適切に履行されたかを改めて検討すること。その上で、(福)共生会SHOWAへの本件講座を含む令和5年9月分の支出が適正であったか検証し、必要な措置を講ずること。
- (2) 同様の事態が生じることのないよう、再発防止策を講ずること。

上記の勧告した事項についての措置の結果について、令和6年9月9日までに監査委員より通知された。

2 判断理由

- (1) 区による令和5年9月分委託料620万円の支払いが、違法又は不当な公金の支出にあたるか
本件講座は、本委託契約に基づき(福)共生会SHOWAに委託された男女共同参画推進事業に関する業務のうち講師事業の一つである区民向け講座「DV・デートDV防止に関する講座」として、令和5年9月9日に実施された。「離婚をめぐる法律・制度活用講座」と題する2回連続講座の第1回「法律編」として、弁護士が講師となり、親権や財産分与といった離婚に関する法律問題、調停や裁判などの離婚に関する法的手続などを学ぶことを目的としたものである。

そして、本件講座における講義の一部を文字起こししたものであると認められる甲第2号証によれば、本件講座において、弁護士である本件講師が、夫婦

する目的で発言したのではなく、DVやモラルハラスメントを諦めて受けて入れている女性も少なくない現状を踏まえ、夫の監視下に置かれ経済的虐待にも苦しみ、金銭的にも厳しい状況に置かれていることの多い女性のことを慮った故の発言であった」かどうか、本件発言のみから判断できるものではないし、ましてや本件講師に直接事実確認をすることなく、(福)共生会SHOWAを介した本件講師の説明のみで判断できることでもない。なお、本件講座は委託業務のうち「離婚をめぐる法律・制度活用講座 法律編」として実施されたものであるが、「離婚をめぐる法律・制度活用講座 法律編」というタイトル、チラシ(甲第1号証)の記載内容からすると、受講者がDV被害者などに限定されていたと認められる事情もない。以上のことからすれば、本件講座においてなされた講義の全体を確認し検証することなく、本件講座の実施を含む(福)共生会SHOWAの委託業務が本委託契約の債務の本旨に従って履行されたこととなされた、令和5年9月分の委託料に係る支出命令は、少なくとも本件講座に係る部分について、不当であったといわざるを得ない。

よって、本件請求は理由があるものと認める。

(2) 講ずべき必要な措置について

上述のとおり、令和5年9月分の委託料に係る支出命令が不当であると認める理由は、区が本件講座においてなされた講義の全体を確認し検証することなく、本件講座を含む(福)共生会SHOWAの委託業務が本委託契約の債務の本旨に従って履行されたことと判断したところにある。したがって、講ずべき必要な措置として、本件講師に直接事情聴取するなど相当な方法により本件講座全体を確認・検証して、本件講座が本委託契約の債務の本旨に従って適切に履行されたかを改めて検討し、(福)共生会SHOWAへの本件講座を含む令和5年9月分の支出が適正であったか検証し、必要な措置を講ずるよう勧告する。また、同様の事態が生じることのないよう、再発防止策を講ずることもあわせて勧告する。

なお、現時点において区に現実の損害が生じたことと認めるに足りる証拠はないから、(福)共生会SHOWAに対する損害賠償請求を行うことを勧告することとはしない。

3 結果

以上のことから、本件請求について理由があると認め、世田谷区に対し、1のとおりに勧告する。

添付

(別紙) 世田谷区職員措置請求書

(別紙) 事実証明書

【甲第1号証】「2023年度離婚をめぐる法律・制度活用講座」チラシ

【甲第2号証】講座内での講師の発言要旨(SNSに投稿された音声データ)

【甲第3号証】世田谷区男女共同参画センター運営委託9月分 支出命令書

世田谷区男女共同参画センター運営委託 業務委託契約書

のみを聴いた場合には、清算的財産分与の意義を誤って理解し、相手方配偶者の権利を害するなどのトラブルに巻き込まれるおそれなしとしない。したがって、弁護士が講師となって、財産分与など当事者間に複雑な法律関係が生じることのある離婚についての法律問題を講義するのであれば、夫婦共有財産の清算という清算的財産分与の意義を十分に説明し、別居前に夫婦共有財産に該当する預金口座から預金を引き出すことが必要となるような事情があるとしても、その意図や状況によっては、離婚後に相手方(元)配偶者の権利を侵害したとして損害賠償責任を負担し、あるいはその責任を追及されるおそれがあることなどを明示的に解説する必要があるというべきである。

ところが、SNSに投稿された本件講座における講義の一部についての音声データに現れた本件発言からは、本件講師が本件講座において上記のような解説を行ったか否かは明らかにならない。このような場合において、SNSに投稿された音声データによって講義内容の一部のみを把握したにとどまれば、本件講座においてなされた講義の全体を確認し、音声データに残された本件発言は、いかなる意図の下で、いかなる文脈においてなされたものであるか、本件講座において清算的財産分与の意義などが十分に説明されているか、受講者が清算的財産分与の意義を誤って理解し、相手方配偶者の権利を害するなどのトラブルに巻き込まれるおそれがないかなどを検証する必要があるといえるべきである。そして、本件講座を検証した結果、本件講座によって受講者が誤った理解を生じさせるおそれのある情報や、本件講座の趣旨に照らして不適切な情報が提供されていたことなどの事情が判明したときは、受講者に対してこれを是正するため適切な措置をとることが必要となるし、本件講座の内容から本委託契約の債務の本旨に従って履行がなされたとは認められずと判断した場合には、検査を求め、(福)共生会SHOWAに対し業務の再履行その適切な措置を求めること、(福)共生会SHOWAが認められるべきである。

かかる区は、SNSに投稿された音声データによって講義の一部内容を把握した後、(福)共生会SHOWAに対し本件講師への事実確認を求め、(福)共生会SHOWAから、本件講師による説明として、「当初から不当行為をすべきだとして指南する目的で発言したのではなく、DVやモラルハラスメントを諦めて受けた女性も少なくない現状に置かれていることの多い女性に経済的虐待にも苦しみ、金銭的にも厳しい状況に置かれていること、本件講師から謝罪があった旨を口頭で受けたことにより、らぶらすのホームページに謝罪等を掲載したものの、前述のとおり検査合格とし、本件講座実施の対価を含む本件委託契約に基づき同年同月分の委託料である620万円について支出命令を行った。

しかしながら、既に述べたことからすれば、本件講座においてなされた講義の全体を確認し検証することなく、本件講座が本委託契約の「債務の本旨に従って履行されたもの」であると判断することはできないといえるべきである。そして区は、(福)共生会SHOWAに対し本件講師への事実確認を求め、(福)共生会SHOWAから、本件講師による本件発言の趣旨の説明の報告を受けたのみとされているから、および本件講座全体の確認・検証を行ったことと認めることはできない。本件発言の趣旨が「当初から不当行為をすべきだとして指南

【甲第4号証】らぶらすホームページ「お知らせ」
【甲第5号証】当該講座参加者とらぶらす職員のやりとりの文字起こし

なお、事実証明書各標目については、添付は省略した。



世田谷区職員措置請求書

世田谷区長に宛たる措置請求の要旨

1 請求の要旨

令和5年9月9日、世田谷区立男女共同参画センターらぶらすは「離婚をめぐる

法律・制度活用講座 法律編」を実施した(甲第1号証「チラシ」)。

講座の中で、約20名の参加者に対して別紙1の内容が指南された(甲第2号証)。

これは財産分与の対象となる財産を隠す「不法行為の指南」にあたる。

夫婦間の財産隠しについては、浦和地方裁判所川越支部平成元年9月13日民事部判決で、妻が財産分与となる国債を隠していた事実で、妻に夫の財産分与請求する機会を喪失させた不法行為があったとして、その隠していた財産の半分の金額の支払いを命じる判決が出ているためである。

世田谷区が公金を支出して実施した離婚講座であれば、通常そこで「不法行為の指南」が行われるとは考えにくく、当該不法行為は「区の御墨付きである」との誤認を与えることとなり、後に指南どおりに財産隠しをし、法的なペナルティを課せられた参加者からの訴訟や、実際に不正な財産隠しの被害に遭った区民からの損害賠償請求などのリスクを、区が背負うこととなる。世田谷区は当該「不法行為指南講座」が実施された令和5年9月分の「世田谷区立男女共同参画センター運営委託」として620万円を(福)共生会SHOWAへ支出している(甲第3号証)が、これは違法又は不当な公金の支出にあたる。

ついで、令和5年9月分の「世田谷区立男女共同参画センター運営委託」として支出された620万円を(福)共生会SHOWAに対して返還を要求する措置を求めるとともに、業務委託契約書第19条の2(3)「債務の本来に則った履行をしないうときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる」という条項に基づき、(福)共生会SHOWA会に対する損害賠償請求を求めらる。

2 請求者 /

住所 [Redacted]

氏名 (自署) [Redacted]

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年5月8日

世田谷区監査委員あて

◎世田谷区監査委員告示第8号

住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 世田谷区監査委員 | 田 | 中 | 文 | 子 |
| 同 | 中 | 根 | 秀 | 樹 |
| 同 | 下 | 山 | 芳 | 男 |
| 同 | 高 | 橋 | 昭 | 彦 |

世田谷区職員措置請求監査結果

(主要生活道路106号線の供用に関する件)

令和6年7月

世田谷区監査委員

第1 請求の受付

- 1 請求人
世田谷区 A
- 2 請求書の提出
令和6年5月13日
- 3 請求の内容
請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」(以下「本件請求」という。)
(別紙)による請求の要旨及び措置請求の理由は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

区長が世田谷区主要生活道路106号線(恵泉通り。以下「本道路」と言う。)における世田谷区経堂三丁目1064番46の引き渡しの代執行請求を怠っていることは、違法あるいは著しい不当である確認を求めるとともに、当該部分の修復を行い本道路の一刻も早い供用ができるようになることを求める。

以下に、請求人が「財産の管理を怠る事実」が違法又は不当であることを基礎付ける事実として主張する事由を掲記する。なお、以降において、①ないし⑤の各主張は、それぞれ「主張①」「主張②」「主張③」「主張④」「主張⑤」と記す。

- ① 当該地は2017年(平成29年)10月27日を明渡し期限と区は決定しており、区長は話し合い解決を模索する旨の発言を繰り返しているが、区長自身が占有者と面談する積極姿勢は一切無く、実質的には担当課長が催告書を投函する程度に留まり、明渡しの話し合いはなされていない。5月8日に担当課長より聴取したところによると、区長から具体的な「引き渡しの指示はないことを確認している。
- ② 占有者の占有以外に土地建物に余裕があり、いわゆる家・軒まるごと失い、生活が不能となる状況ではない。
- ③ 明渡し期限から7年にも渡って、話し合いの場さえ設けられない状態を放置し、区長自らも動くこととは意図的であり、公有財産の管理を怠る事実は明白である。
- ④ 占有開始の事情、交渉の経緯、放置期間等を総合的に考慮すれば、区長の裁量権の範囲とは到底言い難い。

⑤ 本道路が区内における数少ない南北道路として活用できないことは、公共の福祉を著しく阻害し、首都直下地震等の災害の発生時、人の生命又は身体に対する重大な危機の発生の原因となることは能登地震を例にするまでもなく自明である。

(2) 事実証明書

- 【甲1号証】 区の交渉状況(平成22年度以降)
- 【甲2号証】 当該土地の位置図
- 【甲3号証】 当該土地の写真

4 請求の要件審査
本件請求については、令和6年5月13日付けでこれを受理し、監査を実施することにした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項
本件請求における監査対象事項は次のとおりである。

区長が世田谷区主要生活道路106号線(恵泉通り)における世田谷区経堂三丁目1064番46の引渡しの行政代執行請求を怠っている行為が、違法又は不当な財産の管理を怠る事実にあたるかどうか。

2 監査対象部
道路・交通計画部を監査対象部とした。

3 請求人の証拠の提出
地方自治法第242条第7項に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部の見解
監査対象部からは、本件請求に対する弁明書を受理した。その見解は以下のとおりである。

- (1) 請求人の主張に対する、弁明書における監査対象部の見解
 - ① 主張①について
本道路整備(以下「本事業」と言う。)については、あまりにも事業が長期化したことから、やむを得ず土地収用法の適用を判断し、平成22年8月に前区長が東京都に対し事業認定の申請を行った。その後、区政を引き継いだ現区長も本件を早期に解決すべき区政課題として位置づけ、早期の開通に向

けた一連の土地収用の手続きを進めてきたところである。しかしながら、未だ引渡しを得られない土地においては、現に生活が営まれている住宅が建っているため、土地占有者及び同居の親族(以下、「占有者ら」という)による自主的な明渡しが何よりであることから、区長は、この自主的な明渡しの考え方を区議会では答弁している。

所管課も、この考え方から自主的な明渡しを求めて、明渡し期限以降も面談を重ねており、占有者らとの面談状況や結果については、区長に報告を行っている。区長からは、道路代幹地の幹庭や現地の再建プランを具体的に示しながら相手方と面談交渉を取り組むように指示を受けており、区長が交渉の節目をみて占有者らとの面談を行う方針も確認している。このため、区長が占有者らと面談する積極姿勢が一切無いとは言えない。

また、占有者らが所有する建物は、区が土地所有権を取得した世田谷区経第3丁目1064番46と占有者らの自己所有地[]に跨った形で建てられていることから、区所有地の引渡しが未だ受けられない状況にある。

② 主張②について

東京都収用委員会による明渡裁決では、建物移転補償費の算定にあたり、「有形的に同種同等の建物を本件残地に建築することはできず、従前の価値及び機能を維持するためには3階建ての既存建物を想定することとなるが、本件建物の従前の機能、駐車場や植栽の配置を考慮すると本件残地内において本件建物の従前の機能回復は困難となり、さらに建物の高さの制限を超えらるため法的に不可能となる」とのことから、構外再築工法(残地以外の土地に従来の建物と同種同等の建物を建築すること)が合理的と認められるときに採用されるもの)を認定している。

公共用地取得における損失補償の原則は「想定補償」ではあるが、土地占有者が占有している土地(区が所有する道路用地)を除いた自己所有地(残地に現在と同種同等の建物を建てることは補償工法上困難であることから再建の余裕があるとは言えない)や、生活が不能となる状況かどうかの判断は現に建物に居住する占有者らの生活様式や考え方によることと考える。

③ 主張③及び④について

占有者らからの事業認定無効の確認や収用裁決の無効などを求める訴訟の提起(平成28年1月東京地方裁判所徳島、令和2年3月最高裁判所上告棄却、不受理)やコロナ禍などを受け、途中、相手方と面談できない時期もあったが、事態の解決に向け、区として明渡し期限以降、管理職なども含め、職員による占有者らへの繰り返しの訪問(延べ19回)や、催告書の送付(4回)を行い、自主的な明渡しのための継続した交渉を続けている。また、区長からは、これらとの交渉と並行して行政代執行法に定める代執行(以下「代執行」という)について課題を整理するように指示を受けている。

土地収用法第110条第2第2項では、「物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分ではないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了の見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる」としていることから、所管課では、明渡し期限以降、代執行庁である東京都とも代執行についての相談を行っている(延べ3回)。未だ引渡しを受けられない土地には、占有者らが居住する建物があり、代執行によっても居住する者の強制的な排除は認められないこと、また、都からも代執行は最終的な手段であり、交渉の余地がある限り、自主的な明渡しを求めていくことが必要であり、起業者である区が代執行請求をする際には、現に占有者らが居住していることから、特に慎重に検討したうえで請求が求められている。

このため、区は、本件の解決に向け、再建プランの提案などによる交渉の余地が少しでも残されている限り自主的な明渡し交渉を進めていくことを方針に掲げ、繰返しの訪問による説得、親族との交渉など、本件解決に向けた努力を重ねてきた。また、交渉状況等については区長に報告し、方針等についても指示を受けており、交渉の推移を見ながら区長自ら占有者らに面談することとして、区議会でも答弁を重ねている。このため、本件については、意向的に区長が動かかないものとは言えず、裁量権の逸脱も生じてはいないと考える。

④ 主張⑤について

世田谷区においての地区幹線道路の整備率は、東西方向(整備済み約53%)に比べ、南北方向(整備済み約25%)が低くなっており、南北交通の道路ネットワークの確保、円滑化に課題があることは事実である。また、震災時において都市計画道路や主要生活道路などが担う交通処理や物流機能、緊急物資の輸送や延焼遮断、遅延などの役割は重要である。さらに道路の一部に家屋等の倒壊による交通障害が生じても道路を完全に寸断させることなく通行も可能になるほか、防災や減災並びに被災後の速やかな復旧・復興にも寄与することになり、一定の幅員を有する道路とそのネットワーク効果発現のための道路整備の推進は欠かせない。

本道路周辺は幅員が6mに満たない狭い曲折した道路がそのほとんどを占めており、本道路が未整備であることから災害時の円滑な避難や消防活動が困難であるうえ、また、大規模な火災時に延焼遅延効果が期待できないなど、地域の防災性に課題を有している。そのため、地域の防災性向上の観点からも本事業は必要であると考えている。

本道路については、昭和41年の事業着手以来、区では、多くの土地所有者及び関係人の方々の理解と協力を得ながら事業用地の取得を進めてきた。近い将来の首都直下型地震の発生が叫ばれているなか、区は、本事業により歩行者や自転車の安全性確保とともに、災害時の避難路や緊急車両の通行路等として地域の防災性の向上、南北交通ネットワークの改善が図られると考

えている。
区として、現に生活が営まれている環境でもあることから、相手方による自主的な土地の明渡しを第一に掲げ、占有者らに対し、費用面も含めた生活再建プランの提案、複数の代林地のあっせんなど、自主的な明渡しに向けた交渉を進める。

また、代執行中である東京都とも相手方との交渉状況の共有や意見交換を行いながら、代執行の課題について整理する。

なお、自主的な明渡し、代執行いずれの手法においても、占有者らのほか、関係者の協力が必要となることから、交渉を密に行い、本道路の一日も早い開通を目指していく。

第3 監査対象部への事情聴取等
本事業に関する概要等について、監査対象部からの事情聴取等を行った。その要旨は以下のとおりである。

1 本事業の概要

(1) 本事業の概要について

主要生活道路は、地区幹線道路などに囲まれた区域内の交通の処理、バス交通網の確保、ミニ防災生活圏の形成などの観点から、およそ500m間隔で配置し、その整備は世田谷区が行っている。本道路は、世田谷区経堂三丁目2番地内(世田谷区立緑ヶやき公園の南側区道)を起点とし、船橋五丁目20番地内(赤堤通り)を終点とする延長423.9m、計画幅員11mの道路である。本道路は、昭和2年8月に内務省告示第409号にて補助線道路(補助23号線、幅員11m)として都市計画決定(昭和41年廃止)された道路を基本とするものである。昭和41年3月に世田谷区土木事業実施計画にて未整備区間となっていた起点部分から終点部分までの区間の道路整備実施を決定し、昭和41年4月には事業実施の説明会、昭和42年6月に事業計画についての住民説明会を実施した。昭和47年10月には道路計画に反対する地権者から用地買収の差止め等を求める訴訟が提起されたことから、係争期間、道路用地の買収は積極的には進めず⁵にいた。訴訟は最高裁判所まで争われたが、昭和59年11月には、被告である区側の勝訴が確定し、道路整備の必要性も確認されたことから、昭和60年3月に道路新設拡幅事業として事業執行を決定し、また、平成2年4月には世田谷区道路整備方針針にて主要生活道路106号線として位置づけ、地権者の協力を得ながら事業に必要な用地の取得を進めてきた。

用地取得が完了した区間(第2工区:延長約151m及び第3工区:延長約146m)については、順次、道路築造工事を進め道路の供用を開始してきた。一方で本道路においては、任意による用地取得が困難な物件があり、長年、事業の効果を発現できない状態が続いていたことから、区ではやむを得ず土地収用法の適用を判断し、本事業を土地収用法の適用事業として認定を受けるべく、平成22年8月に東京都に対し事業認定を申請し平成23年

2月に事業認定を得た。以降、土地収用法に基づく権利取得裁決(平成24年11月)及び明渡し裁決(平成29年1月)を得て未取得事業用地の所有権を取得した。ちなみに、土地収用法の適用時に買収に応じなかった土地所有者はもう1件あり、その1件に対しても権利取得裁決及び明渡し裁決を行い、その後区からの催告書通知を経て自主的に物件が移転され、平成30年10月23日に明渡し完了確認をしている。しかしながら、当該土地に関しては、区決に基づき明渡し期間(第1工区:延長約112m)については、道路築造工事に着手できない状況が続いている。このため、裁決内容の遵守、合意に基づく自主的な移転を速やかに行うよう、現在、令和7年3月31日までを事業期間として、占有者らとの継続した明渡し交渉を進めている。

(2) 当該道路(未だ明渡しのない土地(収用地))概要

ア 土地の所在

世田谷区経堂三丁目23番25(住所)

世田谷区経堂三丁目1064番46(地番)

イ 土地の面積

121.08㎡

ウ 世田谷区への所有権移転日

平成25年1月21日

(3) 占有者らとの交渉の経過(土地収用に至った経緯)

区では、本事業に必要な土地(居宅として建物が建築され、利用されている敷地の一部)を取得するため、昭和41年6月に当時の土地所有者との折衝を開始した。同人は、昭和47年10月に本路線の認定処分及び区域の決定処分取消訴訟、道路指定処分の取消訴訟等の争訟を提起し、本事業の事業計画に対する反対の姿勢を崩さなかった。さらに、当時の土地所有者の相対する反対の姿勢を崩さなかった。区は、本事業への協力を得ることはできず、任意による協議が調が見込みがないため、区は、本事業への土地収用法の適用を図るべく平成22年8月31日に土地収用法第16条に基づき事業認定を申請し、平成23年2月1日に東京都告示第126号により事業認定を受けた。その後も任意による事業協力を得ることはできなかったため、第1項により裁決の申請を東京都収用委員会に行った。収用委員会による審理を経て、その後、同年11月22日に土地の権利取得裁決があり、平成25年1月21日に起業者が土地の所有権を取得した。

その後も協議が調わなかったことから、収用委員会あて、平成26年1月19日に土地収用法第47条の2第3項により明渡し裁決の申立てを行った。審理の結果、平成29年1月6日に明渡し裁決があり、明渡し期限は同年10月27日となったが、区が取得している土地に存する建物(一部)や立木等の自主的な移転が相手方によってなされず、明渡し期限を過ぎても土地の明渡しに応じてもらえなかった。

このため、建物等の移転及び土地の明渡しの履行を求め、催告書を計4回(第1回：平成30年1月1日、第2回：同年6月18日、第3回：同年8月22日、第4回：令和4年12月27日)送付し、土地の明渡しを求めた。

また、占有者からは、平成28年1月に東京都知事が行った本道路の事業認定の無効確認、東京都収用委員会が行った取用裁決(権利取得裁決)の無効確認、区が行った取用を原因とする所有権移転登記について取用の無効を原因とする抹消登記手続を求める訴訟が東京地方裁判所に提起されたとともに、平成29年1月の明渡裁決を受けて明渡裁決の無効確認が訴えられた。いずれの訴訟も地裁、高裁で原告側の訴えは棄却(地裁判決：平成30年4月、高裁判決：令和元年9月)され、最高裁では相手方への接触は既しており、(令和2年3月)とされた。訴訟期間中は相手方への接触は既しており、また、コロナ禍の影響により、途中、直接の面談が困難な時期もあった中で、職員による占有者らへの繰り返し訪問、面談(明渡し期限以降、令和6年5月末まで延べ19回、うち、最高裁の原告棄却以降は延べ15回)や、催告書の送付(4回)を行い、自主的な土地の明渡しを求めてきた。しかし、未だ土地の明渡しに応じてもらえず現在に至っている。

【主要生活道路106号線に関する主な経緯】

| | | | |
|-------|-----|--------------------------------------|----------------|
| 昭和41年 | 3月 | 土木事業実施計画の決定(延長422m 幅員11m) | |
| 昭和47年 | 10月 | 地方自治体職員違法行為差止等請求事件提訴(田地買取差止、買取費公金返還) | |
| 昭和48年 | 11月 | 特別区道路線の認定(議決) | |
| 昭和50年 | 4月 | 道路認定(道路法第8条)及び区域決定(道路法第18条)告示 | |
| 昭和59年 | 11月 | 訴訟終了(最高裁原告棄却) | |
| 昭和60年 | 3月 | 道路新設被転事業の執行(事業再開) | |
| 昭和60年 | 3月 | 道路位置指定(建築基準法第42条1項4号) | |
| 昭和61年 | 6月 | 道路指定処分取消請求事件提訴 | |
| 平成 | 4年 | 5月 | 路線認定処分取消請求事件提訴 |
| 平成 | 8年 | 4月 | 訴訟終了(訴えの取り下げ) |
| 平成16年 | 12月 | 第3工区区間開通(船橋五丁目20番付近：延長約146m) | |
| 平成20年 | 4月 | 第2工区区間開通 ※一部未整備(船橋五丁目8番付近：延長約151m) | |
| 平成21年 | 6月 | 第1工区の一部築造完了(船橋三丁目22番付近：延長約54m) | |
| 平成22年 | 8月 | 第1工区の一部築造完了(船橋三丁目25番付近：延長約29m) | |
| 平成23年 | 2月 | 土地収用法事業認定申請(土地収用法第16条) | |
| 平成24年 | 1月 | 土地収用法事業認定 延長約270m | |
| 平成24年 | 1月 | 収用裁決申請(土地収用法第39条第1項) | |

| | | |
|-------|-----|---------------------------------|
| 平成25年 | 11月 | 権利取得裁決(土地収用法第48条) |
| 平成26年 | 1月 | 権利取得裁決にかかる補償金を法務局へ供託(土地収用法第95条) |
| 平成26年 | 1月 | 権利取得(土地所有権移転登記完了) |
| 平成28年 | 1月 | 明渡裁決の申立て(土地収用法第47条の3) |
| 平成29年 | 1月 | 事業認定無効確認等請求事件提訴 |
| 平成29年 | 3月 | 明渡裁決(土地収用法第49条) |
| 平成30年 | 10月 | 明渡裁決にかかる補償金を法務局へ供託(土地収用法第95条) |
| 平成30年 | 4月 | 明渡し期限：平成29年10月27日 |
| 平成30年 | 5月 | 地裁判決(棄却) |
| 令和元年 | 12月 | 原告の控訴 |
| 令和元年 | 9月 | 第2工区区間開通 |
| 令和元年 | 10月 | (第1工区区間未開通箇所)の延長約29m |
| 令和2年 | 3月 | 高裁判決(棄却) |
| 令和2年 | 3月 | 原告の上告提起及び上告受理申立て |
| 令和2年 | 3月 | 最高裁原告棄却、不受理 |

2 本事業に関する個別事項

(1) 占有者らとの折衝について
 昭和41年から本道路における土地所有者との折衝を開始した。土地買収が進み、任意による協議が進まない土地については土地収用法の適用による交渉を進めることになった。その後も任意による事業協力を得られなかったことから、平成24年1月12日に収用裁決申請を行い、収用委員会の審理を経て、同年11月22日に土地の権利取得裁決、平成25年1月21日に区が所有権を取得した。その後も相手方との物件移転協議が調わなかったことから、平成26年12月19日、東京都収用委員会に明渡し裁決の申立てを行い、平成29年1月6日に明渡し裁決がなされた。明渡し期限は同年10月27日であるが、期限を過ぎても応じてもらえなかったことから、これまで建物等の移転及び土地の明渡しの履行を求め、催告書を計4回送付している。相手方からは事業認定の無効確認、収用委員会の権利取得裁決の無効確認、区的所有権移転登記について取用の無効を原因とする抹消登記手続を求める訴訟及び明渡し裁決の無効確認も訴えられたが、いずれの訴訟も地裁、高裁で原告側の訴えは棄却、最高裁では令和2年3月に原告棄却、不受理も決定がなされた。訴訟期間中やコロナ禍の影響で直接の面談が困難な時期もあったが、現在でも占有者らへの繰り返し訪問や面談、催告書の送付を行い、自主的な土地の明渡しを求めているが、いまだ明渡しに応じてもらえず現在に至っている。

(2) 区が支出した補償金について
 補償金は2回支出している。1回目は平成24年11月、土地収用法による権利取得裁決により土地の補償金として []、土地所

有者には、翌年1月に支払に関する通知をしたが、指定の日に受け取りに現れなかったため、全額を東京都法務局に供託した。2回目は平成29年1月の明渡裁決により建物の移転・補償費、工作物の補償費、立木補償、動産の移転補償、仮住居等の補償、移転・雑費の補償として裁決された合計額を支払いの通知を同年3月に行った。この時も指定日に受け取りに現れず、相手方が補償金の受領を拒否しているものと判断し、全額東京法務局に供託した。占有者らは補償調査にかかっている敷地内への立入も、全額東京法務局に供託した。占有者らは補償調査にかかっている敷地内への立入も、事業反対のために土地の補償金額には異議がある、物件の補償金の算定に当たっての考え方についても移転を願うことになるから、その金額については異議があると主張している。

(3) 明渡裁決後の区との交渉及び区長の関わりについて

区の方針としては、交渉の余地が残されている限り自主的な明渡し交渉を行っていく。区長にも逐一報告しており、指示を受けているため、区長が自ら動いていないとは言えないと考える。区長が直接交渉に赴いた際には、道路事業への協力を依頼し道路の必要性について説明を行った。区との交渉は、一時期停戦したこともあったが、以降は配達証明郵便等により催告書を送り、内容に代執行にも入らざるを得ない事態になるなど交渉を続けている。内容に代執行にも入らざるを得ない事態になるなど記載している。占有者らは、道路が完成すると振動、騒音等の環境破壊が進行すると、主張し交渉に応じない。応じない理由としては、他に高層であるため、住み慣れた場所から移動することに抵抗がある、との主張もある。

(4) 公有財産の管理を怠る行為について

交渉の余地が残されている限り自主的な明渡し交渉を行っていく方針を掲げ、繰り返しの説得に努めてきた。区長にも逐一報告し、議会へも同様に報告・質問への答弁を行っている。

(5) 東京都との相談状況について

区が代執行請求を行う場合に整理すべき内容を相談している。代執行には居住者の排除が必要だが強制的にはできない。代執行のみが解決手段である状況を設定していくことが必要とされている。東京都は代執行ではあるが、実務は区が担うため、執行にあたり準備が整った状態ではないと実施は難しいと言われている。また、相当数の代執行を経験している東京都においても土地建物に居住者がいる場合において当該土地の代執行を実施した例はないとのことである。

(6) 代執行の可能性について

代執行は最終的な手段と考えている。代執行では強制的な排除は認められておらず、実務上の困難さから東京都でも居住者がいる場合の代執行の例はない。交渉の余地がある限りは、自主的な明渡しに応じてもらうよう交渉を

続けていく。民事上の建物収去土地明渡しについて、以前区の弁護士に相談したが、代執行が可能である場合、裁判所が訴えの利益を認めるかが難しい、との回答を受けている。監査対象としては、協議・交渉を続けることにより任意の履行が実現される可能性があると考えている。

(7) 本道路の現状に関する区民や世田谷区議会の反応について

平成29年10月以降、本年5月末にかけて、区民の声に寄せられた意見は13件、多くは迂回車両による事故防止の観点からの早期開通の要望である。世田谷区議会からは令和5年度以降、各定例会において毎回早期整備に向けた区の取組みについて問われている。本年6月に地元町会長他305名の陳情が付託され、審査の結果趣旨採択されている。また地元町会からも平成14年、同21年に署名があった。それぞれ7,138名、4,599名分を受理している。

第4 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 判断

本件請求については、理由がないと認める。

2 理由

(1) 監査対象事項が財務会計上の行為に該当するか否か
住民監査請求の対象となる行為は、地方自治法第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実である。

道路用地の管理の問題の場合、道路用地としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、区の所有する財産としての財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがある。道路用地として取得した土地が本来の目的に供されない場合、道路管理権の行使に支障をもたらすことにもなる。道路用地の所有権の行使が阻害されることになるので、道路用地の財産権の管理の問題ともなる(東京高裁平成15年4月22日判決参照)。

これを本件においてみると、本件土地及び土地にある物件の占有者が明渡裁決において定められた明渡し期限までの引渡し及び当該物件の移転の義務を履行しない状況が継続しているというのであるから、区が、土地収用法第102条の2第2項に基づき、東京都知事に対し代執行の請求をするか否かは、道路整備計画の円滑な遂行、実現を図るという道路建設行政上の管理の問題であると同時に、それにとどまらず、道路用地の財産管理の問題ともなるべきである。

したがって、土地収用法第102条の2第2項に基づき、東京都知事に対し代執行の請求することは、地方自治法第242条第1項に定める財産の管理に該当すると認められる。

の管理としての適正さに疑問の声があがることもやむを得ないところであ

る。しかしながら、行政代執行法の定めるところによる代執行は、代格的作為義務の代執行を認めたものであって(行政代執行法第2条参照)、代格的作為義務の直接強制を認めたものではなく、取用地上の物件を移転すべき義務は代替性があるから代執行は可能であるが、取用地の占有者が退去してその占有を解くことは代替性がなく、直接強制によるのみ実現可能な義務であるから、土地収用法に基づき取用地の引渡しは代執行によっては困難であると解される(横浜地裁昭和53年9月27日判決参照)。したがって、取用地である本件土地には占有者所有の土地と跨がる建物が存在し、かつその建物には占有者が居住し、本件取用自体に対して本件土地の引渡しを拒絶している本件においては、区が代執行の請求を行い、代執行庁である東京都が代執行に着手したとしても、本件土地の引渡しは不奏功に終わるおそれが高いと認められる。同じく監査対象部によれば、東京都において土地建物に居住者がいる場合において当該土地の代執行を実施した例はないとのことであるが、このことは、代執行の方法によっては取用地引渡しの実現は困難であることが主な要因となっているものと推認される。

そして、このように代執行の方法による本件土地の引渡しの実現には困難が予想されることからすれば、区が、明渡裁判に基づく本件土地の引渡し及び本件土地建物の移転につき、代執行の請求をすることなく、占有者らによる任意の履行を得るべく交渉を重ねることによりこれを実現する方針としたことには、相応の合理性が認められるというべきである。

区はこれまで、占有者らに対し催告書を4回送付し、職員による占有者らへの訪問、面談は、明渡裁判において定められた明渡しの期限後だけでも、令和6年5月末までに延べ19回、うち占有者らによる事業認定無効確認請求訴訟の確定以降は延べ15回を重ね、代替地のあっせんや建物の再建プランを具体的に提示するなどとして、明渡裁判に基づく本件土地の引渡し及び本件土地建物移転につき任意の履行を求めようとする占有者らとの間で協議・交渉を続けていることが認められる。この間、新型コロナウイルス感染症のまん延により居室訪問による直接の面談が困難な時期もあったことでも考慮すると、占有者らによる任意の履行を求めために行う交渉として不十分であったことまではいい難い。そして、監査対象部によれば、なお協議・交渉を続けることにより任意の履行が実現される可能性があると考えているとのことである。

これらの事情を考慮すると、本件において区長が代執行の請求をしないという不作為は、区が土地収用法第102条の2第2項に基づき東京都に対して代執行の請求を行うことについての区長の裁量権の範囲を逸脱し、又はその裁量権の行使として不当であることまでは認めることができず、違法又は不当に財産の管理を怠るものとは言えないと解すべきである。

3 結論
以上より、本件請求は理由がないと判断した。

(2) 監査対象事項である財務会計上の行為の違法性・不当性
監査対象部の見解及び監査対象部への事情聴取によれば、本件土地については、平成23年2月に土地収用法第16条に基づき事業認定を受け、同24年11月22日の権利取得裁判に基づき同25年1月に権利取得裁判に係る補償金を東京法務局へ供託し、同年同月21日に起業者である世田谷区がその所有権を取得したこと、同29年1月、明渡期限を同年10月27日とする明渡裁判を受け、区は同年3月に明渡裁判に係る補償金を東京法務局へ供託したこと、その間、占有者から事業認定無効確認等請求訴訟が提起され、令和2年3月には請求棄却の判決が確定したことが認められるが、本件土地及び土地にある物件の占有者らは明渡裁判において定められた前記明渡しの期限までに土地の引渡し及び当該物件の移転の義務を履行せず、現在に至っている。

土地収用法第102条の2第2項により、土地の引渡し及び土地にある物件を移転すべき者が明渡裁判において定められた明渡しの期限までに土地の引渡し及び当該物件の移転の義務を履行しないときは、起業者(本件においては世田谷区)は、都道府県知事に対し、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うことを請求することができるが、区は、現時点において東京都知事に対して代執行の請求をしていないことは明らかである。

そこで、本件において区長が同法同条同項に基づき代執行の請求をしないという不作為が、違法又は不当に財産の管理を怠るものと認められるかについて検討する。

区が東京都に対して代執行の請求をするか否か、するとしてその時期については、区長の判断に基づく合理的な裁量に委ねられているというべきであり、代執行の請求を行うことによって得られる効果、交渉の経緯、不作為の期間、本件土地が道路用地として利用されないことによつて生じる損失その他の諸事情を総合的に考慮し、本件において区長が代執行の請求をしないという不作為が区長の裁量権の範囲を逸脱し、又はその裁量権の行使として不当と認められる場合に、違法又は不当に財産の管理を怠るものと評価されるものと解される。

これを本件においてみるに、上記のとおり、区は、権利取得裁判に係る補償金として[]を支払うことにより本件土地の所有権を取得し、さらに明渡裁判に係る補償金として[]を支払っているの[]を以て、区は、本件土地の所有権を移転し、その財産取得の目的が達成されないことは、区に上物件の移転がなされず、その財産取得の目的が達成されないことは、区にとって大きな財政的損失であるということができる。また、道路建設行政の観点からも、本件土地をその用に供することが予定されている本道路が計画どおりに開通できないことによつて、道路ネットワークの確保、円滑化、地域防災性の向上といった当該道路整備の主要な目的の実現が阻害され、区民の利益が大きく損なわれているといわざるを得ない。

また、明渡裁判において定められた明渡しの期限から既に6年余りが経過し、占有者による事業認定無効確認等請求訴訟の請求棄却が確定してから4年以上が経過しており、今もなお明渡しが実現されないことは、区の財産

4 意見

本件請求に対する監査委員の判断は上記のとおりであるが、これは、区長が代執行の請求をしないという不作為が違法又は不当に財産の管理を怠るものとはいえないとすると、明渡裁決において定められた明渡しの期限から6年余りが経過するもなお明渡しが実現されない現状をもって良好とするものではないことはいうまでもない。

本事業は、昭和41年の計画決定以来、多くの土地所有者及び関係人の理解と協力を得て道路整備を進めてきたものであり、既に述べたとおり、本件土地の引渡しを得られないことは、区にとつての大きな財政的損失であるのみならず、道路ネットワークの確保、円滑化、地域防災性の向上といった当該道路整備の主要な目的の実現が阻害され、周辺住民のみならず、区民の利益を大きく損なうものであると言ふはかない。

監査委員としては、「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与する」という土地収用法の目的に沿って、一日も早く本件土地の引渡し及び本件土地土物件の移転がなされ、本道路が計画どおり開通することを切に望むものである。

そのために、区は引き継ぎ占有者らとの間の協議交渉を実施し、任意の履行が実現するよう努めるとともに、代執行庁である東京都と協議の上、代執行の請求に必要な準備を整え、代執行の方法による引渡し実現の可能性も探られたい。また、代執行の方法のほかにも、区の公有財産についての所有権に基づく私法上の権利の実現方法の可否なども検討されたい。

添付
(別紙) 世田谷区職員措置請求書
(別紙) 事実証明書

【甲1号証】 区との交渉状況(平成22年度以降)

【甲2号証】 当該土地の位置図

【甲3号証】 当該土地の写真

なお、事実証明書の各項目については、添付は省略した。

世田谷区職員措置請求書

世田谷区長に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

区長が2024年5月10日現在、世田谷区主要生活道路106号線(恵泉通り)における世田谷区を長期占有し、通行を不能にしている者に対して明け渡しの代執行、申し立ての申請を怠っていることは、違法あるいは著しい不当である確認を求めるとともに、当該部分の修復を行い主要生活道路106号線の一刻も早い供用ができるようになることを求める。

当該地は2017年(平成29年)10月27日を明け渡し期限と世田谷区は決定している。期限以後、保坂区長は話し合い解決を模索する旨の発言を繰り返しているが、区長自身が占有者と面談する積極姿勢は一切無く、実質的には担当課長が催告書を投函する程度に留まり、明け渡しの話し合いはなされていない。



以下は2024年3月21日に行われた予算委員会での保坂区長の答弁である。(議事録未完成のためビデオ録画からが文字起こししたもの)

保坂区長)

先ほど経過を述べましたが、土地収用法の裁決をいただいたとき土地の権利も取得してきました。明け渡し裁決も得ています。現にこの土地の上で生活を営まれている住宅が建ってお住まいになっているのが現状です。自主的な明け渡しがないというところから、これまでいわゆる話し合い、協議を求めて、また催告書の送付等も繰り返してきているわけで、残念ながら土地の明け渡しには至っておりませんが、交渉の余地が少しでも残されている限り、相手方のお考えを含めた明け渡し交渉の状況の推移を見ながら、代執行の可能性についても整理し、改可能性についても整理し、改めてその課題について取り組んでまいりたいと考えて、いまその課題についても取り組んでまいりたいと考えています。私としても交渉についての節目を見て当事者あるいはご親族の方ともお会いして話し、私としても交渉についての節目を見て当事者あるいはご親族の方ともお会いして話し合っていていきたいと考えております。

2、請求者

世田谷区



地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

- ・区の交渉状況(平成22年度以降)情報公開請求にて入手した文書より作成。(甲1号証)
- ・当該地の位置図 情報公開請求にて入手。(甲2号証)
- ・当該地の写真 グーグルマップにて印刷。(甲3号証)

令和6年5月13日

世田谷区監査委員あて

去る5月8日に担当課長より聴取したところによると、保坂区長から具体的な手続きの指示はないことを確認している。

(また占有者の占有以外の土地建物は余裕があり、いわゆる家一軒まるごと失い、生活が不能となる状況ではない。別紙参照)

明け渡し期限から7年にも渡って、話し合いの場さえ設けられない状態を放置し、また保坂区長自らも動こうともしないことは、意図的であり、公有財産の管理を怠る事実は明白である。

また占有開始の事情、交渉の経緯、放置期間等を総合的に考慮しても、区長の裁量権の範囲とは到底、言い難い。よって保坂区長が公有財産の管理を違法、あるいは著しい不当に怠っている確認を求めるとともに、主要生活道路106号線の供用ができるようすることを求める。

なお、世田谷区主要生活道路106号線(恵泉通り)が区内における数少ない南北道路として活用できないことは、公共の福祉を著しく阻害し、首都直下地震等の災害の発生時、人の生命又は身体に対する重大な危機の発生の原因となることは能登地震を例にするまでもなく自明である。

令和6年6月12日

世田谷区監査委員あて

[Redacted]

世田谷区

[Redacted]

世田谷区職員措置請求書の修正

5月13日付職員措置請求書中

[Redacted]

を「経堂三丁目1064番46」

に修正します。



◎世田谷区監査委員告示第9号
住民監査請求に係る監査の結果を、次の
とおり公表する。

令和6年7月12日

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 中 根 秀 樹
同 下 山 芳 男
同 高 橋 昭 彦

6世監第90号
令和6年7月4日

A 様

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 中 根 秀 樹
同 下 山 芳 男
同 高 橋 昭 彦

住民監査請求について(通知)

令和6年5月15日付6世監第47号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に定める監査を実施しないことと決定したので通知します。

記

本件請求について、請求人より提出された令和6年6月3日付補正書によって区の執行機関又は職員による財務会計上の行為として特定されたものは、弦巻中学校に係る契約(①平成30年4月1日付30世契委随第523号「学校開放施設等の運営業務委託(概算契約)」(以下「契約①」という。))、②令和4年4月1日付4世契委随第586号「学校開放施設等の運営業務委託(概算契約)」(以下「契約②」という。))、八幡山小学校に係る契約(③令和2年4月1日付2世契委随第686号「学校開放施設等の運営業務委託(概算契約)」(以下「契約③」という。))及び希望丘地域体育館に係る契約(④平成30年12月27日付30世契委随第1188号「平成30年度世田谷区立希望丘地域体育館運営業務委託(概算契約)」(以下「契約④」という。))、⑤平成31年4月1日付31世契委随第226号「平成31年度世田谷区立希望丘地域体育館運営業務委託(概算契約)」(以下「契約⑤」という。))の締結である。これら各契約の締結は、法第242条第1項に定める財務会計上の行為である「契約の締結」に該当する。

本件請求は、特定された上記各財務会計上の行為のあった日、すなわち上記各契約の締結日から1年を経過した後になされている。法第242条第2項は、同条第1項に定める住民監査請求は、その対象とする財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないとし、ただし、正当な理由があるときは、この限りではないとする。

そこで、本件請求が各契約の締結日から1年を経過した後になされたことについて、同条第2項ただし書の「正当な理由」があると認められるかを検討する。

同項ただし書の「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる



世田谷区職員措置請求書

世田谷区長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

世田谷区が100%出資して平成11年に設立された公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団(以下財団)は区の指定管理業者であり、スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興のために15施設を管理運営しており、区から委託料・補助金が投入されている。その額は令和5年度財団総収入額の53.8%、別紙事実証明書(甲①)。その財団と業務委託業者の入札・契約において不正が恒常的に行われ、民間業者の公平・公正な競争が阻害され、結果として契約金額が高止まりし、区民(納税者)に損害が発生している。このため、区は財団との契約を直ちに破棄し、区が財団に支払った委託料の内、財団から[]に支払われた契約金額である(平成30年1月31日放巻中学校トレーニングルーム運営業務委託入札の契約金額相当分2,019,600円、令和4年2月4日放巻中学校トレーニングルーム運営業務委託入札の契約金額相当分2,491,236円、令和2年1月30日八幡山小地域体育館施設管理・受付利用案内・清掃等業務委託入札の契約金額相当分12,896,400円、平成30年度希望丘地域体育館受付利用案内等業務委託13,305,008円)を2,167,128円、平成31年度希望丘地域体育館受付利用案内等業務委託13,305,008円)を回収し区に返還するよう、然るべき措置を求める。

① 一つ目の不正は平成30年1月31日の世田谷区立放巻中学校トレーニングルーム運営業務委託の指名入札である。平成29年12月に落札業者・[]営業担当・[]は談合協力企業から「財団から指名ももらった、今回も協力させてもらう」との電話連絡を受け、上司である同社入札責任者・[]と[]の右腕・[](2人はこの業界の札ふり役)の指示のもと、[]自ら3社の見積を作成伝達し、「必ず談合協力する確約」として入札金額の見積書をもらい、前年12月13日にPDFデータに保存した・・・別紙事実証明書(甲②)。[]には[]が電話で入札金額を伝えた。入札日約1か月半前には[]と参加業者4社との面格協定は完了していたのである。このことは令和3年10月12日、財団施設課[]、[]、[](窓口担当)と面会・告発した際に前述の証拠を提示しているにもかかわらず、令和4年2月4日入札で再び[]、[]、[]を参加させている(その他参加業者も談合仲間)。この非常識さは区民を愚弄するものである。ビルメンテナンス業界は談合が蔓延している。告発の席上、[]から「談合なんてよくあることでそれがどうしたんですか」という態度に如実に

程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである(最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決参照)。そして、通常の注意力でなく相当の注意力をもってする調査を正当な理由の有無の判断基準としていることの趣旨を考慮すると、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払ってはいれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を知ることができている状態に置かれれば、そのところには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみても知ることができるといふべきである(最高裁判所平成14年9月17日第三小法廷判決参照)。

区民は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月30日世田谷区条例第6号)に基づき、実施機関に対し、当該財務会計上の行為に係る公文書が作成又は收受された日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、実施機関は、非開示事由に該当しない限り、当該公文書を開示すべきものであるから、当該公文書に財務会計上の行為の内容が記載されており、これに関係法令や条件を適用することにより当該行為の適否を知ることが可能となる場合は、当該公文書が開示されると、区民は、監査請求をすることができる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができると考えられる。そうすると、当該区民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づき開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことにあり、逆に開示請求をしないままにしている場合には相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当である。

そこで本件請求を検討すると、その対象とする財務会計上の行為である上記契約①は平成30年4月1日、契約②は令和4年4月1日、契約③は令和2年4月1日、契約④は平成30年12月27日、契約⑤は平成31年4月1日を、それぞれ契約締結日として契約書が交わされている。

そして、本件請求は、最も遅く締結された契約②の契約締結日令和4年4月1日から2年以上経過した令和6年5月15日になされたものである。契約書等上記各契約に係る公文書については、上記各契約締結日には閲覧等を行うことができる状態に置かれて開示請求をすることができたと推認することができ、上記各当該公文書の内容からして、客観的にみて監査請求をするに足る程度に本件各財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたといふべきである。そうすると、上記開示請求ができたとする時点から相当期間が経過した場合、正当な理由はないことになる。

そして、本件請求は、上記各契約に係る公文書について開示請求をすることができた時点から、最も短いものでも2年以上の期間が経過した後になされたものであるから、相当な期間内にされたものといふことはできず、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」があったものと認めることはできない。よって、本件請求については、法第242条第2項の要件を充足せず、不適法であるから、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

②二つ目の不正は令和2年1月30日世田谷区立八幡山小地域体育館施設管理・受付利用案内・清掃業務委託・・・(甲④)の官製談合である。入札前12月ごろに財団窓口の千歳水プール管理事務所・・・から1時間におたる執拗な「入札金額を下げろ」要求があり、予定価格の補強が行われたのである。・・・から財団への告発・やり取りは・・・(甲⑤)のとおり。・・・から「次も業務慣れしている・・・をやってほしい」と思っている・・・ただ予算として1400万なんでもとでも確保できない予定価格を超えている・・・1300万でもだめだ、認められぬ・・・本番いくらで入れるつもりなのか?利益取れているでしょ・・・現場スタッフの社会保険ほとんどに加入させているの?参観見物依頼した他社も高いうえで要求してないが・・・どうしてもというなら参考見積の段階はこちらの言う通り安くしてもらって、入札本番で希望通り高い金額でいればいいじゃないのか」と、ようするに・・・の顔を立ててくれとまで言ってきた。・・・は「入札日前に金額を教える営業はいないでしょ、他社にしゃべられたら困りますから・・・随分してももらえないのですか・・・抗議するので本部担当を教えてください。この一週の前で予定価格は少なくとも1300万以下で設定されていることを確認しました。入札日前に特定の業者・・・だけが予定価格に関する秘密情報を手信していただいたのです。官製談合防止法8条違反では発注担当が受注してほしい業者の意向を示す行為、予定価格をほめかす行為を禁止しています。これについて財団への情報開示請求によって交渉したことを認めています・・・(甲⑥)。開示請求の中で議論したにすぎない」と軽い会話であったと逃げたのだから議論したなら十分である。お互いで一つの議題について話し合おうという合意の下でその議論であり、・・・にそのつもりはなく不調に終わるならそれでもいいと考えていた。財団としても対抗手段として予定価格を低く設定し、数ある業者から声を掛けし、安価提示する業者を探せばいいだけのことであるが一体どれだけの努力をしているのであるのか。これは・・・からの一方的な電話により、執拗な「金額を下げる」要求があったという事実を突き刺さりするだけだ。入札日前に発注者側職員が特定の業者と「入札金額」について打ち合わせ"することを許すのだろうか。他の自治体・外郭団体の発注担当者からこのような要求を受けたことは一度もなく、例えば営業マンから予定価格のラインを聞きだそうとしても「入札については一切言えません」と言われるだけである。区の所管であるスガーツ推進課・・・に令和4年11月14日8時30分頃電話で開口一番「財団は認めてますね」と言われ一連の告発について財団に確認を取ってもらっている。次の入札、令和6年1月24日において・・・は指名されていないものの、着札金額が12,896,400円→18,480,000円と5,583,600円も増額・・・(甲⑥)。あれほど執拗に「金額下げる」要求をしておきながらこれは一体どういうことであろうか。大幅な増額で公金支出に負

表れている。・・・は入札責任者でありながら官製談合と民間談合の違いを理解していなかった。令和3年11月2日の財団に対する・・・からの質問に一切回答していない・・・(甲③)。

財団財務規定第47条に随契約以外の原則として指名競争入札の方法によるものとするところがある。この規定は時代錯誤である点について述べる。会計法29条の3は「契約担当官及び支出負担行為担当官(以下、契約担当官等という)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、3項(注：指名競争入札)及び4項(注：随契約)に期待する場合を除き、公告して申し込みをさせることにより競争に付す、つまり、一般競争入札に付すことを原則としている。

また、地方自治法234条1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と定め、同条2項では「前項の指名競争入札、随契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定し、一般競争入札を原則としている。

この会計法・地方自治法ともに昭和22年施行である。指名入札は発注機関から指名されない限り入札に参加できず、通常指名されるのは当財団では4～7社であるから参加業者が想定されやすく、談合を誘発する危険性が高いということである。2つ目に発注者の恣意(裁量)性が発揮されやすい指名競争入札の下では、「政官財の癒着」が生まれやすいということである。実際、・・・から「最初には財団から指名してもらえないよう・・・に口利きしてもらった」と聴いている。指名を受けられず業者が制度に追い込まれることもあるだろう。ところが、発注機関の「指名」という行為は行政裁量であるから、範囲逸脱や乱用がない限り、訴訟の対象とならない。広範な裁量権を有する発注機関が、それを背景にして常に業者に対して取引上優越した地位を保ち、一方で業者は取引上劣位に置かれることになる。このような状況を評して公共事業を請け負う業者は自らを“請け負い産業”と自嘲的に言うようになったのである。以上のよう指名競争入札は入札研究者の間でも談合の温床とされ、不正防止の入札改革を進める自治体では一般入札への移行はイロハのイである。このような旧式の財務規定をいまだに掲げている現状に区は黙認しているのだろうか。また、財団財務規定第47条3項「指名競争入札の参加者は、別途理事長が定める参加者選定基準に基づき、参加しようとする者のうちから信用実績等を勘案の上指名する」とあり、その参加者選定基準とは何かを情報開示請求したが非開示回答であった。区から委託料・補助金が支出されている以上、選定基準を公にしないことが許されるであろうか。財団は理事長の私物ではなく、契約者との関係性において透明性・公平性・公正性がなくてはならず、理事長や職員恣意性が排除されるべきは当然であるがこの条文もまた時代遅れである。

0.2条の1においても特命随意契約は極めて限定的にしか認められていない。極めて限定的とはその地域で「1社だけが特許を持っている」「1社だけが特別な技術を持っている」等の地域が見えて余程のやむを得ない事情があったと思わせないといいないところ。立ち上げの責任者であった[]によれば、高度な専門性は必要でなく、また難易度の高い資格も不必要で体育施設本籍職の業者であっても対応可能なものであったとのこと。実際、[]が採用したオープンメンバークラスは全員体育施設が未経験であった。ぜひ1度現場業務をご確認いただきたい。業務仕様書からいけばは利用料金の管理、受付電話案内、けやきネット等で団体使用予約の対応、運動器具のセッティング、他関連業者との調整、持得物管理と施設 等でありどこも施設でも求められる程度のものである。・・・(甲⑩)。以上のように特命随意は発注手続きが不透明で、納税者に「発注者と受注者が癒着しているのではないか」との疑念を与えている業者は1施設=1業者が確保されないという問題がある。財団の施設を請け負っている業者は1施設=1業者が普通なところ、[]だけが[]からコストダウン要求はなく、[]と[]との間で、契約価格が適正なものでないか不確か、納税者に「割高になっているのではないか」との疑念を持たれた可能性がある。つまり「経済性」「効率性」が確保されないという問題がある。世田谷区契約事務規則第4.0条に契約担当者は随意契約によることとするときは2人以上から見積書を徴さなければならぬとあるが特命随意だと[]の「言い値」がまかり通ったのである。民間企業の資材部・購買部担当者は1円何十銭を刻んで出入り業者と価格交渉をしている。特命随意契約だからこそコスト意識が発揮されるべきである。公金が投入されているという意識をどこまでももつて契約ごとにあたっているのか甚だ疑問である。令和4年2月4日入札でも該合協力企業の手を借り[]が落札している。[]は強硬案件で述べたが、[]が述べられているし、その他入札日前に該合他社に対し参加の有無の確認・積算資料を見せ合う、礼より(他参加業者に入札金額の指示をする)行動を行うと述べている。このような発言は市民を挑発するものであり、このようなマインドをもった企業を承認し入札に参加させているのは市民に対する冒瀆である・・・(甲⑪)。直ちに契約を破棄し、契約金を返還し、不正企業を排除し、30社以上の新しい業者を参加させ一般競争入札が総合評価方式で自由競争を実施させよ。

以上、述べたように①国民談合②官製談合③不当な随意契約という江戸時代から続く日本の談合体質が疑念されており、欧米にはほとんどない犯罪であり、日本が「談合天国」と言われる理由は存在するのである。

拒をかけることは、最低賃金ベアーズアップ分があるからだけでは到底説明しきれないのは明白だ。予定価格を業者の参考見積り近付で設定しているとすれば、業者の「言い値」で購入していることになる。そもそも予定価格は発注者が独自で設定(算定)するものであり業者に関与して決めるものではない。[]は落札業者・[]と[]とは令和2年入札時に入札室会場待合場で名刺交換し、該合協力の感謝をしておくと[]を財団職員に注意されている。その現場には施設課・[]も立ち会っており[]と対面した際、[]が下請けで働いているはずだ。所管である世田谷区スポーツ推進課・[]と政策経営部政策企画課・[]と財務部経理課契約係・[]に一連の経緯を面会し説明している。世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインによれば指定管理者制度の基本的な考え方として民間業者の競争原理導入で経費削減を促すとあるが、監督指導は行われているのか疑問であり、指定管理者への礼状が許されているわけではない。平成28年2月4日入札で[]から奪い取った入札こそ自由競争で形成された落札金額である・・・(甲⑦)。[]はビルメンテナンス業界における協力関係(持ちつ持たれつ)のある業者ではないためガチンコ勝負で取りに付いたのである。また令和2年当時、施設運営を専任3人(ベテラン従業員)で回しているため、月間労働時間が過労死ラインにあり、指定管理者制度運用ガイドラインにもある世田谷区公契約条例の適正な労働環境を維持する規定が遵守されていないことも付言する。

③ 3つ目の不正は平成30年度世田谷区立希望丘地域体育館受付利用案内等業務委託(契約金額2,167,128円)、平成31年度同上(契約金額13,305,008円)の不当な随意契約である。令和4年8月24日財団[]に情報開示請求に対する苦情申し出をしているのが質問①のみ簡単な回答があったのみで、②～⑦には一切回答なし・・・(甲⑧)。財団財務規定第4.8条(8)において契約に係る予定価格は1,000万円未満としている。情報開示請求での財団の随意理由は「2月スタートに間に合わせることでできる業者が[]1社のみであった」という陳腐なものであった・・・(甲⑨)。財団から[]が話をもらったのは10月から11月だったとのことだが、財団が運営する15施設を請け負っている業者であれば随意なら喜んで引き受けたであろうしその他業者も同様である。6人いれば回せるのだから業者にとつて都合の良い、喉から手が出るほど欲しい名譽な打診である。業者への声掛けをどこまで行い情報をつかもうとしたのか・・・いや何もせず最初から随意ありきではなかったのか。東京都ビルメンテナンス協会に加盟している企業だけでも518社あるし埼玉・神奈川県を含めてもよいだろう。普通に一般競争入札で公平公正な自由競争させればよいのである。会計法29条の3・子決令1

2) 捜査2票は役人政治家の摘発のために作られている3) 事件関係者が多く取り調べに時間がかかる4) 蔓延していて摘発してもきりが無い5) 談合は公取が摘発すべきと考えている等、警察に談合案件を持ち込んでも検定されるのが常で、例えば摘発できても刑事は評価されない仕組みになっている。背後に贈収賄がある時だけ入り口として談合から摘発するケースがあるのみ。

実際、同じ扱いを受けている。トップダウンで談合の大半を占める民間談合をターゲットに摘発を徹底的に実施しないと無法地帯のままとなす。(甲⑩)。一方、自治体(警察までも)が頼る公取はどうであろうか。全国で入札改革をリードする(甲⑪)の(甲⑫)などの入札改革を指導した(甲⑬)の著書によれば、少し古いデータで恐縮だが平成20年度から24年度までに発注機関から、5年間での3583件の談合情報が寄せられているにもかかわらず、公取が処理した談合事件の数は26件・・・(甲⑭)。発注機関から寄せられる談合情報もほとんど紙くずと化しているのが現状である。この問題の専門家である(甲⑮)も「リニエーション申請がないと公取も動かない・・・点の事件証拠があっても・・・点ではなく広域にわたる違反行為の客観的証拠がないと・・・もってやらないといかんのだが」と。財団は公取が「措置しない」と判定してきたと主張するだろうが、「措置しない」=違反行為がなかったということを示すものではない。ある経済法の研究者は米國に比べ圧倒的にマンパワーが不足していることが最大の問題であると見解を述べている。公取のHPで確認すると課徴金納付命令業績も全国で年間8件前後であり、摘発数だけ見ても談合情報通報システムが機能不全に陥っていることがわかる。

このように捜査機関での談合捜査・摘発の低調ぶりを前提として自治体の手が打つしかないのが現状である。対策として1) 一般入札・総合評価方式にして談合がやりづらくなる2) 談合されてももうけさせないように予定価格を上げておく3) 予定価格を発注者で独自で稼算し予定価格のラインを崩かづらくする4) 入札参加業者を30社以上に電子入札実施等これなら発注者側で可能である。

日本の入札市場は年間26兆円、件数で100万件、平均単価2600万の巨大市場。江戸時代から続く日本の構造的な問題であり、1000兆円の借金を抱える状況で改革は急務である。

尚、財務会計上の行為が終わって1年以上経過しているが、「密室の犯罪」である談合は犯行に関与した人間からの通報がないと第三者が発見するのは至難の業である。(甲⑯)が属するビルメンテナンス業界も違反行為の結末が固く「沈黙の壁」があるからだ。(甲⑰)は内閣府を恐れ、社内でも一部の者しか詳細を知らないように秘密主義をやっている。捜査機関担当官でも難しいのだから、談合に関与した者が相当な覚悟をもって告発しないと世田谷区民が知ることは不可能であり1年過ぎるのは不自然ではない。事実証明書甲⑱の(甲⑲)の発言「入札前に参加有無の確認、資料・積算を見せ合う、礼より(入札金額の指示)

は平成29年4月、(甲⑳)に入社し1週間後、入札責任者(甲㉑)から「この業界の入札ごとに関しても説明させるから別室に行ってくれ」と言われ、(甲㉒)から官製談合・民間談合の説明後、「この業界で営業としてやっていくには談合にかかわることになるが大丈夫か？」と、不正行為に関与する覚悟を問われています。前述の「礼より役」というのは入札参加業者と談合交渉ができる人、他業者に対し入札金額の指示ができる人である。(甲㉓)はその(甲㉔)から何度となく「俺がどうして礼より役になれたかわかるか？談合交渉で各社を(甲㉕)と同行したから・・・(甲㉖)が連れてくる男なら大丈夫だろうということでも信頼を得たんだ」と聞かされている。(甲㉗)は主に(甲㉘)に同行しながら談合協力企業との接し方を指導されていて、「談合交渉の本当に汚い部分は(甲㉙)ではなく俺がやってきたんだ」が(甲㉚)の口癖だったとのことである。(甲㉛)が関与した談合案件は30件ほどでそのうち1件、神奈川県警で珍しく事件化されている・・・(甲㉜)②。この事件は(甲㉝)市は弁護士による調査で「談合を疑うに足りる事実が認められた」として・・・(甲㉞)③)調査報告書を警察・公取に提出、しかしながら10か月間呼び出しもなく、公訴時効が来るのを恐れた(甲㉟)から(甲㊱)「私には役人・政治家の不正摘発のためにいるんだ・・・民間談合は蔓延しているでしょ・・・毎日公取に行ってお願いですれば」と馬鹿にされ続け、何度か大ケンカしながら必死に言い続けたそうだった。令和3年5月(甲㊲)に家宅捜索が入り、押収した社内共有サーバーから(甲㊳)が作成した、他参加業者へ指示した入札金額が入札日付でエクセルデータとして抽出され、令和4年9月15日(甲㊴)「いや私も(甲㊵)も談合はあったと思っただけよ」とのやり取りがあった。入札参加業者1社につき一人(全9人) + (甲㊶)で計10人が送致されたが不起訴。昨年3月3日(甲㊷)「(甲㊸)から(甲㊹)から」談合はあった・・・積算を他機関に依頼したがはつきりせず立件できなかった」との言があった。捜査の結果、談合の事実がなかったことが判明して不起訴になったのではないということだ・・・(甲㊺)④。不起訴するためには談合することで、自由競争(真剣勝負)した時より潜り金額をつり上げたことまで立証しないといけない。当時の(甲㊻)の顧客の中で突出した利益(3年契約で5千万)をあげていたにもかかわらず・・・(甲㊼)⑤。現実的には談合で固めた「出来レース入札」で潜り金額をつり上げていない案件などないが、長年談合を続け、がチンコ勝負したことがないため算出しようがないといえるわけで、立件にあたっては捜査を困らせた。談合企業はその部分を巧みにしているのだ。「最初から受注意欲はなかったから・・・うんと高く礼入れて逃げようと考えた・・・談合してなくても同じ潜り金額になっていた」と。よってこの入札案件にはそもそも「競争する余地がない」と思わせることに成功するわけだ。以上、1) 起訴できる成立要件のハードルが高きわめて立件が困難なこと

をす」と行為そのものを認めていながら、その行為を談合と思っていないと強弁する点に見受けられるように、「談合」という言葉を使って「談合は社会の必要悪であり皆が食っていくための助け合いであり犯罪ではない・・・ただ口外することではない」と指導しており、何度が競合他社との価格協定を経験させることで犯罪意識をマヒさせ、談合行為に従事する営業マンは悪びれることなく平然と行っている。これは公共入札の経験がなく、業界の慣習を知らない新人であるを半ば洗脳することで犯罪意識を薄めさせるという「談合隠し」の巧妙な手口があり、これによって発覚が遅れてしまったことも 1 年を経過した要因である。市民オンブズマン基準では落札率 90% 超えと「不正が疑わしい」、95% 超えと「不正が濃厚」とする。入札改革を進めている自治体は決まって平均落札率が 80% 前後に落ちる。ただ財団は予定価格・落札率を非公表としているため世田谷区民が不正をうかがい知ることにはできない。又、例えば公表されていたとしても、それだけをもって不正行為の客観的証拠を持たない第三者(世田谷区民)の告発は名誉棄損、偽計業務妨害等にあたる危険性もあり二の足を踏むのは致し方ないといえる。世田谷区が発注する入札案件は年間 1000 件以上とその他の外郭団体で実施される入札案件をすべて相当の注意力をもって調査するのは物理的に不可能であり、例え調査できても客観的証拠を持たないわけで、やはり直接的に違反行為に関与した行為者からの情報提供がない限り、世田谷区民が客観的に見て不正を知ることにはできないと断言できる。区・外郭団体の出入り業者担当者が世田谷区民でないケースはかなりあるのだ。ただこれによって悪人を放置することとなり談合天国は維持されるという悪循環を繰り返してきているのが本案件であり日本の公共入札市場の現状である。以上 1 年は経過しているが、現在も不正企業が契約を継続中であり、今回、入札談合・随意契約の担当者であったからの情報提供を受け、これらの行為は区政への信頼を失墜させ、住民に低価格でより優れた成果物を得るという機会を失わせる損害を与えていると確信し、措置請求に至った。

2 請求者

住所 東京都世田谷区

氏名

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 6 年 5 月 15 日

世田谷区監査委員あて

以上



令和6年6月3日

世田谷区監査委員あて

請求人

[Redacted Name] 東京都 世田谷区 [Redacted Address]

補正書

令和6年5月15日に提出した世田谷区職員措置請求書について次のとおり補正します。住民監査請求に該当する違法又は不当な財務会計上の行為を区が「主体」となって行って行った事実を明記する。

補正①世田谷区(以下区)と公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団(以下財団)との不当な関係

区スポーツ推進部、からの情報で、長年入札、契約ごとを束ねる財団幹部(副理事長・事務局長等)に区からの派遣職員・元区職員が就任している。その人数は平成27(派遣2元職員2)、平成28(派遣2元職員2)、平成29(派遣2元職員2)、平成30(派遣2元職員1)、平成31(派遣1元職員2)、令和2(派遣0元職員1)、令和3(派遣0元職員1)、令和4(派遣0元職員2)、令和5(派遣0元職員2)、令和6(派遣1元職員1)。その他、区スポーツ推進部長は理事、区会計管理者会計課長は監事に充て職とすることを慣例としている。常に派遣元区職員が財団職員を監督指導するために常勤しており、違法・不当な行為を是正することのできる近い距離で見ている。区が10%出資して作った財団であるから民間で言えば親会社・子会社の関係である。財団は平成11年に設立されており、立ち上げ時なら100歩譲って区の出資が必要であったとしても24年実務をこなしていただければ立ち上がるべきだが、24年たった今もべつたりの持ちつ持たれつ関係がある。これは区にとって都合の良い天下り先となっているためだ。天下りがなぜ問題か?一つに天下りによってそのポストを維持するために無駄な予算がつけられる、二つに天下り先の業界・団体を守るための規制を変えられないという、またそこにくる民間出入り業者含めての癒着が生まれるからだ。国民・マスコミからさんざん批判されたこの問題を無視し、区がこの天下り・現役出向を長年続けたために張巻の民政会・八幡山の官製会合・希望丘の不当な随意契約という昭和の遺物である違法で不当な行為を誘発したのである。これは全国の自治体の外郭団体でも見受けられる現象であり、財団の入札参加業者も当然知っており、皆が食いつなぐ(公金を分け合う)ための必要悪の会合ぐらいいなら目をつぶるだろうと“天下り退職金狙い”の区職員の弱みを突いてくるのだ。業者は会合・

「発言(入札日前に)情報交換・資料提供を見せ合う、(他業者に)礼ふりしただけで、それが都合なんですか」と行為自体は認めながらそれを都合ではないと強弁するマインドをもって入札に参加することを財団・区は察知している。入札日前に職交える者同士がこれまでの話し合いを行っていることと双方弁護士立ち合いの場で公言しているのだ。自社の重要機密である構算を競合他社に見せ合うなどということが許されてきたまから、公正公平な真剣勝負の自由競争を普通に行っている業界ではありえないことだ。競争入札の場を無法地帯にしてはいけない。この面談録音記録は令和3年10月12日に財団側にUSBで提出し、その後財団の入札・契約を所管する施設課より「面談録音聴きました」と報告を受けている。この発言は区民を誹謗する発言で許しがたいものだ。しかし財団は令和4年2月4日入札に再び参加させが落札に至った。財団はからからの告発を令和3年12月15日に区スポーツ推進部へ報告しているが、(甲⑩)区はを排除しているが、(甲⑩)区はを排除する指導を行っていない。不審な開札結果、の告発を区に挙げて説明し、区は調査を命令し調査報告書を作成させ然るべき処分をとならなくはしていないが急いでいる。区は当然財団に対し入札参加業者へのとアラインメントを行うことを指示し、前回参加業者を排除する指導を厳格に行うべきだがそれを怠っている責任は重い。区は出資者としての監督責任を果たさず、区所有の体育施設運営という住民監査請求の対象である「財産の管理を怠っている事実」であるのは明白だ。これによっての面談した出来レース入札が再び行われ不当に高止まりした契約金額でと契約し区に損害を与えており、住民監査請求の対象となる、該合によって高止まりした契約金額は「不当な公金支出」であり、該合行為を行ったとの「不当な契約の締結又は履行」であり、区が財団に厳格な指示・指導できなかったのは「財産の管理を怠る事実」に該当する。元 営業担当者からこれだけの情報提供を受けながら区職員は入札日前に該合防止の策をうたなかつた責任はあまりに大きい。処分を受けなかつた業者は区・財団の姿勢をなめてかかるようになり益々不正行為を増長させ、最終的に世田谷区民(納税者)が損害を被ることとなる。

また、この致善中案件は区と財団の契約件名「学校開放施設等の運営業務委託」の中の業務であり、(甲⑩)、区から財団への特命随意契約である。この契約では競争は一切排除される。5月15日請求にも記した通り地方自治法・会計法によって一般競争入札が契約の原則とされているにもかかわらず施行から70年たつて法令順守していない契約案件が世田谷区にはまだまだにあるということだ。これは住民監査請求の対象である「不当な契約の締結又は履行」に該当する。平成18年谷垣財務大臣通達による一般競争入札の原則化は1)随契約が認められるケースを限定し、これに該当するケース以外は一一般競争入札に付することを義務付ける2)随契約が認められるケースにおいて、できるだけ一般競争入札又は企画競争もしくは公募を行うことにより競争性及び透明性を担保することを求めているがこれも無視されている。これも住民監査請求の対象である

随契約で利益を上乗せし契約金額を高止まりさせ財団はその契約金額を基に増額して区に予算見直しも提出し職員再就職・派遣社員を受け入れを条件に増額した見直しも依頼するという構図である。総にかいたような住民のたれあい、癒着である。これを続けた結果、日本が借金大国となった一つの要因であろう。公金も自分のモノという総無責任体制である。5月15日付で請求した3つの不正はこの状況で発生したのであり、区職員(元職員含め)管理下であるために区の監督責任が生じるのは当然である。地方公務員法38条の2関係 元職員による働きかけの禁止、営利企業等に再就職した元職員が再就職前の職務に関して、現職員に対して働きかけを行うことを禁止しているが、これだけの区職員を受け入れてきていることから法令順守されていないのは明白だ。世田谷区ぐるみの要請・おっせんであることは認めざるを得ないだろう。区を退職後、単独で自由に職探しをしたらたまたま財団に行きついたらとでも説明するのだろうか。区職員が天下りすれば余計に人件費がかさみ住民監査請求の対象である「不当な公金支出」が発生する。区が組織ぐるみで公金を私物化しているのだ。厚顔無恥とはまさにこのことである。これは住民監査請求の対象である区職員による①不当な公金支出②契約の締結又は履行③財産の管理を怠る事実に該当する。区職員は良心にしたがって自制せよ。区は財団に委託料・補助金を投入しており、それらの公金が違法又は不当に使われていないかをチェックし管理しなくてはならない。世田谷区指定管理者制度ガイドラインの区評価シートにもあるように1)適正な予算執行・区と合意した予算の範囲内で効果的な予算執行が行われているのか2)経理の効率化・経費削減に向けた取り組み内容が効果的であったのかを厳格に管理する義務があるのに怠っている。つまり自らの財団との濃密な人事交流という弱みがあるため恣意的にチェックを怠り、住民監査・官製該合・不当な随意契約で違法に不当に委託料・補助金を利用してきていることを漫然と見過ごしている監督責任が区にあるために住民監査請求を行っている。

5月15日提出の世田谷区措置請求書に基づき3案件(①～③)を1案件ごと改めて加筆し説明する。

補正②5月15日請求した①致善中の住民該合の不当な区の財務会計上の支出理由について補正する

落札率・予定価格を見れば該合不正が濃厚か判断がつくので、その時点で財団は不審に思い調査をしないといけない。は入札日前の参考見積の段階で連絡を取り合い該合しており、その提出時点で真剣勝負(ガチンコ勝負)時より利益をのせて財団に提出している。財団は参考見積書安値の金額付近を予定価格として設定しているだろうが、財団入札の参加業者はほぼすべてからの該合協力企業であり現も該合は続いている。5月15日提出の事実証明書甲⑩から入札責任者・

指導せず管理チェックを怠ったため財団窓口・[]による特定の業者を利用する優遇する行為が行われたのである。この違法行為によって[]営業担当が入札日前に予定価格のラインを知ることになり、他人参加業者との価格協定が容易になり落札できたのである。官製談合防止法の違反事例では多くが業者側から予定価格を探る行動に端を発した事件が多いが、[]にその意思はなく、あくまで財団・[]からの電話による積極的な入札秘密情報の漏洩であった点が極めて悪質であるのだ。区から財団へ委託料・補助金が投入されており、区はそれらが財団によって違法に不当に使われていないか管理チェックする必要があるが怠ってしまつたという重大な監督責任がある。これは住民監査請求の対象である“不当な公金支出”“不当な契約又は履行”に該当する。また5月15日請求分にも記載した入札会場待合場で談合協力の感謝を伝え名刺交換しているところを財団に注意されているが、詰問されることはなかった。ここで入札を中止するべきであったのだ。会場には財団施設課・[]、千歳温水プール・[]がいたにもかかわらず承認したのである。財団の入札契約ごとを仕切る施設課[]が官製談合違反行為の知識がなかったこと含め、区の監督指導体制ができていない証である。これは住民監査請求の対象である“財産の管理を怠る事実”に該当する。

また、この八幡山案件は区と財団の契約件名「学校開放施設等の運営業務委託」の中の一業務であり・・・(甲⑩)、区から財団への特命随意契約である。以下弦巻中案件と同じ主張となる。この契約では競争は一切排除される。5月15日請求にも記した通り地方自治法・会計法によって一般競争入札が契約の原則とされているにもかかわらず施行から70年たつて法令順守していない契約案件が世田谷区にはまだにあるというのだ。これは住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。平成18年谷垣財務大臣通達による一般競争入札の原則化は1)随契約が認められるケースを限定し、これに該当するケース以外は一競争入札に付すことを義務付ける2)随契約が認められるケースにおいても、できるだけ一競争入札又は企画競争もしくは公算を行うことにより競争性及び透明性を担保することを求めているがこれも無視されている。これも住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。手決令99条の6、世田谷区契約事務規則第40条においても「随契約による」ときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬとあるが特命随意契約の本案件ではそれすらしていないのである。これも住民監査請求の対象である“不当な契約又は履行”に該当する。ようするに区は財団設立時点から区所有の体育施設運営を無競争で財団に請け負わすことを決めていたということだ。区が財団に対し、派遣社員の受け入れと天下り職員の受け入れをしていくとの見返りとして特命随意契約を締結しているのである。区が「主体」となって推し進めた官民癒着体制である。区職員は公務員であるにもかかわらず法令順守もせず、国の通達にも従わず、財団に無競争で区の体育施設を請け負わせることで不当な公金

“不当な契約の締結又は履行”に該当する。手決令99条の6、世田谷区契約事務規則第40条においても「随契約による」ときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬとあるが特命随意契約の本案件ではそれすらしていないのである。これも住民監査請求の対象である“不当な契約又は履行”に該当する。ようするに区は財団設立時点から区所有の体育施設運営を無競争で財団に請け負わすことを決めていたということだ。区が財団に対し、派遣社員の受け入れと天下り職員の受け入れをしていくとの見返りとして特命随意契約を締結しているのである。区が「主体」となって推し進めた官民癒着体制である。区職員は公務員であるにもかかわらず法令順守もせず、国の通達にも従わず、財団に無競争で区の体育施設を請け負わせることで不当な公金支出を行っている。これによって前述したとおり競争がないため財団から区に提出した見積だけが幅を利かせてしまい、本来競争入札下にあるべき業者間での経費削減努力、業者間の熾烈な競争の中でこそ成し遂げられる技術革新によるコスト削減もなく契約金額は高止まりし、これによって住民監査請求の対象である“不当な公金支出”に該当する。これらの区・財団が結託しての公共財産の私有化、世田谷区民共通の財産である公共施設を利用して区と財団だけで甘い汁を吸うことは区が「財産の管理を怠る事実」でもある。業務内容は1週間で取得できるトレーニング指導士の資格があればこなせる一人勤務の実働5時間ほどの小さなトレーニングルームの管理であり(営業担当[]も何度か勤務)、高度で専門的知識を要するものではなく特命随意契約に値する「請け負う1社だけが特別な技術を持っている」等の誰が見ても余程のやむを得ない事情があるような特殊な業務とすることも言えず、財団以外の業者でも十分こなせる業務である。それなのに区は前述した法令・国の通達に従わず一般競争入札等を実施してこなかったことは業務内容的観点からしても住民監査請求の対象である“不当な契約の締結又は履行”に該当する。本案件において談合が行われれば区が損害を被った5月15日請求書1請求の要旨にある平成30年1月31日入札分の契約金額と令和4年2月4日入札分の契約金額について[]に対して損害賠償請求するよう区長に勧告することを求める。また区は財団との契約を打ち切り区職員の派遣・元職員の再就職を廃止し、一般競争入札が総合評価方式で新参業者のみで公正公平な自由競争を実施させよ。

補正③5月15日請求した②八幡山小の官製談合について区の財務会計上の不当な支出理由について補正する。

公正取引委員会(以下公取)は官製談合防止法について国・地方公共団体の職員が談合に参与している事例、いわゆる官製談合が発生していた状況を踏まえ発注機関に対し組織的な対応を求め、その再発を防止するために同法律は平成15年に施行されている。公取は国・地方公共団体職員に対し違反事例をわかりやすく説明するため、リーフレット・研修用動画・自治体職員向けの講師派遣・未然防止のポスター配布をして周知を呼び掛けているにもかかわらず、区職員、財団幹部(派遣・元職員)が教

「不当な契約又は履行」に該当する。ようするに区は財団設立時点から区所有の体育施設運営を無競争で財団に請け負わすことを決めていたということだ。区が財団に対し、派遣社員の受け入れと天下り職員の受け入れをしていくことの見返りとして特命随意契約で締結しているのである。区が「主体」となって推し進めた官民連携体制である。区職員は公務員でもなかかわらなず法令順守もせず、国の通達にも従わず、財団に無競争で区の体育施設を請け負わせることでも不当な公金支出を行っている。これによって前述したとおり競争がないため財団から区に提出した見償だけが幅を利かせてしまい、本来競争入札下にあるべき業者間での経費削減努力、業者間の熾烈な競争の中でこそ成し遂げられる技術革新によるコスト削減もなく契約金額は高止まりし、これは住民監査請求の対象である「不当な公金支出」に該当する。これらの区・財団が結託しての公共財産の私有化、世田谷区民共通の財産である公共施設を利用して区と財団だけで甘い汁を吸い、公金支出に負担をかけた区民に損害を与えることは、高度で専門的知識を要するものではなく、特命随意契約に値する「請け負う1社だけが特別な技術を持っている」等の誰が見ても余程のやむを得ない事情があるような特殊な業務とはとても言えず、財団以外の業者でも十分こなせる業務である。それなのに区は前述した法令・国の通達に従わず一般競争入札等を実施してこなかったことは業務内容の観点からしても住民監査請求の対象である「不当な契約の締結又は履行」に該当する。本案件で区が損害を被った5月15日請求書1請求の要旨にある平成30・31年度の契約金額について財団に対して損害賠償請求すること、また区職員・財団職員の処分を区長に勧告すること、また区は財団との契約を打ち切り区職員の派遣・元職員の再就職を廃止し、一般競争入札が総合評価方式により新参業者のみで公正公平な自由競争を実施させよ。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添え必要措置を請求します。

以上

支出を行っている。これによって前述したとおり競争がないため財団から区に提出した見償だけが幅を利かせてしまい、本来競争入札下にあるべき業者間での経費削減努力、業者間の熾烈な競争の中でこそ成し遂げられる技術革新によるコスト削減もなく契約金額は高止まりし、これは住民監査請求の対象である「不当な公金支出」に該当する。これらの区・財団が結託しての公共財産の私有化、世田谷区民共通の財産である公共施設を利用して区と財団だけで甘い汁を吸い、公金支出に負担をかけた区民に損害を与えることは、高度で専門的知識を要するものではなく、特命随意契約に値する「請け負う1社だけが特別な技術を持っている」等の誰が見ても余程のやむを得ない事情があるような特殊な業務とはとても言えず、財団以外の業者でも十分こなせる業務である。それなのに区は前述した法令・国の通達に従わず一般競争入札等を実施してこなかったことは業務内容の観点からしても住民監査請求の対象である「不当な契約の締結又は履行」に該当する。本案件において財団が区に損害を被った5月15日請求書1請求の要旨にある令和2年1月30日入札分の契約金額について財団に対して損害賠償請求すること、また財団職員の処分を区長に勧告すること、また区は財団との契約を打ち切り区職員の派遣・元職員の再就職を廃止し、一般競争入札が総合評価方式により新参業者のみで公正公平な自由競争を実施させよ。

補正④5月15日付で請求した③希望丘案件が区の財務会計上不当な支出である理由について補正する・・・(甲④)

この案件は区から財団への特命随意契約である。5月15日付で請求で明記したとおり財団から区へも特命随意契約であったが、区も同様に特命随意で財団と契約しているため監督指導できるわけではない。以下抜巻中案件と同じ主張となる。この契約では競争は一切排除される。5月15日請求にも記した通り地方自治法・会計法によって一般競争入札が契約の原則とされているにもかかわらず施行から70年たつて法令順守していない契約案件が世田谷区にはいまだにあるということだ。これは住民監査請求の対象である「不当な契約の締結又は履行」に該当する。平成18年谷埋財務大臣通達による一般競争入札の原則は1) 随契約が認められるケースを限定し、これに該当するケース以外は一一般競争入札に付すことを義務付ける2) 随契約が認められるケースにおいても、できるだけ一般競争入札又は企画競争もしくは公募を行うことにより競争性及び透明性を担保することを求めているがこれも無視されている。これも住民監査請求の対象である「不当な契約の締結又は履行」に該当する。平成99条の6、世田谷区契約事務規則第40条においても「随契約によらうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」とあるが特命随意契約の本案件ではそれすらしていないのである。これも住民監査請求の対象である